

## 第1 調査の実施概要

### 1 調査の目的

平成12年のF級新受刑者は1,082人(全新受刑者数の3.9%)であり、平成5年の4倍以上になった。平成10年2月以前、F級の集禁施設は、府中刑務所、大阪刑務所及び栃木刑務所の3施設であったが、この収容増加に対応すべく、同年3月、黒羽刑務所、和歌山刑務所等9施設が加わって11施設に、そして平成13年の3月には前橋刑務所ほか7施設が更に加わって、合計19施設にまで拡大された。

平成13年9月末現在、F級受刑者は2,218人(全受刑者の4.3%)であり、その人数からいっても、また、国籍等の種類数の増加から見ても、処遇上、以前とは違った課題を抱える大きな集団となってきている。こういったF級受刑者処遇の現状認識を踏まえ、本研究では、彼らに対するアンケート等を通じて、現時点での彼らの身上、人格及び行動特性、罪障感、更生意欲等を把握し、彼らを処遇していく上での問題点を分析するとともに、改善及び更生に向けての働き掛けの充実・強化のための方策を検討・考察することとした。

法務総合研究所では、平成2年及び5年の2回にわたり、F級受刑者の実態と処遇に関する調査を実施し、その結果を、それぞれ、法務総合研究所研究部紀要34号、38号において発表している。本研究は、それらに連なる研究としての意味合いもあることから、本研究のための調査項目のかなりの部分は、上記2回の研究の際に使用された調査項目とほぼ同じ内容となっている。これらの調査項目の回答内容は、上記2回の調査結果と比較することを通して、調査対象者の身上、特性等の変遷の状況を明らかにする資料にしたいと考えている。

なお、本稿において、意見にわたる部分については私見であることを、あらかじめお断りしておく。

### 2 調査方法等

#### (1) 調査対象者

対象者は、平成12年11月1日現在、府中刑務所、横浜刑務所、黒羽刑務所、大阪刑務所、神戸刑務所、広島刑務所、名古屋刑務所、福岡刑務所及び栃木刑務所に収容中のF級受刑者(総数1,778人、男子1,674人、女子104人)である(調査日現在における各調査対象施設の国籍等別収容人員は、巻末資料のとおりである。)

調査対象施設から回収した調査票は、1,296(男子1,207、女子89)であるが、記入不備等で調査対象から除外したものが60(男子60)あり、最終的な分析対象は、1,236(男子1,147、女子89)である。

#### (2) 調査方法

本調査には、①施設職員が被収容者身分帳簿や分類調査票等の公的資料によって作成する客観的事実に関する調査票、②当該F級受刑者を処遇担当する工場・舎房勤務職員が記載する質問紙(意思疎通、規律、作業等に関するもの)及び③施設に収容されているF級受刑者が自ら記載する択一方式による質問用紙(来日目的、犯罪の動機、日本の矯正施設における受刑生活に関する意識等)の3種類の質問用紙を使用した。

なお、前記③の調査には、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ペルシャ語、ウルドゥー語、ヴィエトナム語、タイ語及びポルトガル語の9か国語に翻訳した質問紙を用いた。

## 第2 調査結果

### 1 調査対象者の身上

#### (1) 基礎的事項

##### ア 年齢層

表1は、調査時点の年齢層別人員構成比を見たものである。今回調査（以下、「12年調査」という。）では「30～34歳」（27.6%）、「25～29歳」（24.4%）、「35～39歳」（20.4%）の順となっており、「25～29歳」が最も高率だった平成2年及び5年の特別調査（以下、それぞれ、「2年調査」及び「5年調査」という。）の結果（両年調査とも約3割）との間に差異が生じている。

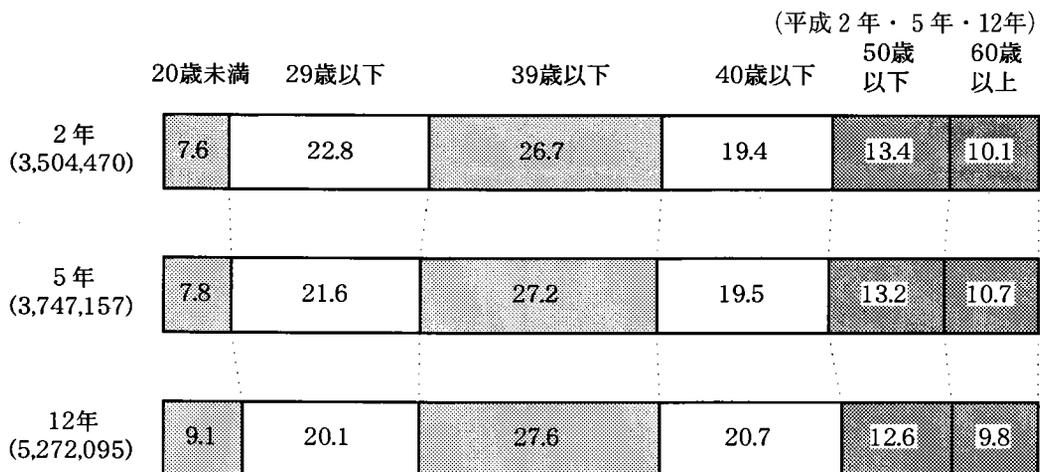
表1 調査時年齢層別人員

年齢層	人員	構成比
総数	1,236	100.0
20歳未満	5	0.4
20～24歳	109	8.8
25～29歳	302	24.4
30～34歳	341	27.6
35～39歳	252	20.4
40～44歳	141	11.4
45～49歳	40	3.2
50歳以上	46	3.7

注 法務総合研究所の調査による。

図1は、平成2年、5年及び12年について、我が国に正規に入国した外国人の年齢層別構成比を示したものであるが、最近10年間の入国者の年齢層に関して大きな変化がないことが分かる。

図1 外国人正規入国者の年齢層別構成比の推移



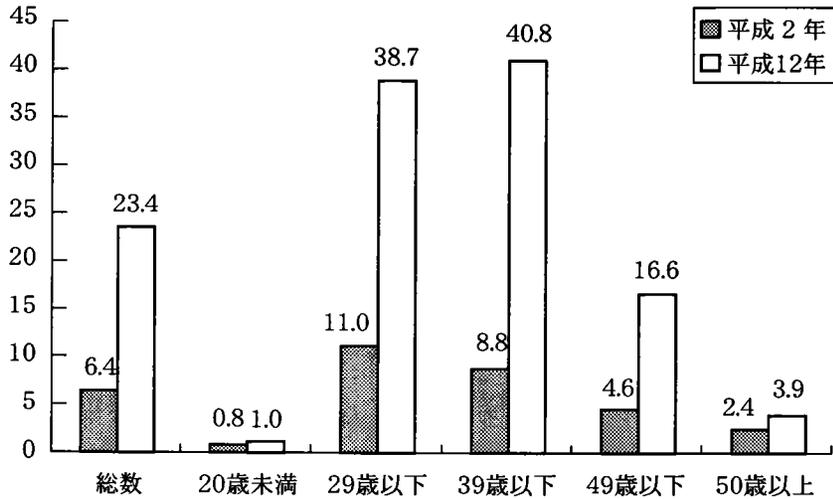
注 1 入国管理統計年報による。

2 ( ) 内は、実数である。

また、図2は、平成2年及び12年の各年齢別の受刑者比（各年齢層の正規入国外国人10万人当たりの各調査対象年齢層人員の比率）を見たものである。2年は20歳代を、12年は30歳代を、それぞれ頂点と

する山の形であるが、12年は、2年と比べて、30歳代の受刑者比が約5倍にまで達しているため、一層急勾配になっている。

図2 外国人正規入国者に占める来日外国人新受刑者年齢層別受刑者比  
(平成2年・12年)



注 1 法務総合研究所の調査及び入国管理統計年報による。

注 2 「受刑者比」は、各年齢層の正規入国外国人10万人当たりの調査対象年齢層人員の比率である。

#### イ 国籍等

表2は、調査対象者の国籍等別人員を見たものである。アジア地域の出身者が大半を占めているが、近年、ブラジル、ペルー等の南アメリカ出身者の占める比率が高くなっており、12年調査では13.4%となっている。国籍の種類は45となり、5年調査より8増えている。

表2 調査対象受刑者の国籍等別人員

国籍等	数	2年調査	5年調査	12年調査		
総	223	(100.0)	374	(100.0)	1,236	(100.0)
アジア	177	(79.4)	280	(74.9)	970	(78.5)
韓国・朝鮮	—	—	2	(0.5)	87	(7.0)
中国	93	(41.7)	90	(24.1)	468	(37.9)
イラン	2	(0.9)	41	(11.0)	204	(16.5)
インドネシア	2	(0.9)	—	—	7	(0.6)
シンガポール	3	(1.3)	2	(0.5)	14	(1.1)
タイ	26	(11.7)	24	(6.4)	36	(2.9)
パキスタン	11	(4.9)	22	(5.9)	14	(1.1)
バングラデッシュ	6	(2.7)	4	(1.1)	7	(0.6)
フィリピン	22	(9.9)	35	(9.4)	45	(3.6)
ヴェトナム	1	(0.4)	4	(1.1)	48	(3.9)
マレーシア	6	(2.7)	46	(12.3)	20	(1.6)
インド	3	(1.3)	4	(1.1)	3	(0.2)
ミャンマー	1	(0.4)	2	(0.5)	6	(0.5)
アフガニスタン	1	(0.4)	1	(0.3)	—	—
カンボディア	—	—	1	(0.3)	—	—
ネパール	—	—	1	(0.3)	2	(0.2)
イスラエル	—	—	1	(0.3)	3	(0.2)
ラオス	—	—	—	—	1	(0.1)
ヨルダン	—	—	—	—	1	(0.1)
トルコ	—	—	—	—	1	(0.1)
ブータン	—	—	—	—	3	(0.2)
ヨーロッパ	8	(3.6)	16	(4.3)	47	(3.8)
連合王国	4	(1.8)	6	(1.6)	16	(1.3)
ドイツ	1	(0.4)	1	(0.3)	9	(0.7)
フランス	2	(0.9)	—	—	7	(0.6)
オーストリア	—	—	2	(0.5)	1	(0.1)
スイス	—	—	2	(0.5)	1	(0.1)
ロシア	—	—	2	(0.5)	—	—
オランダ	—	—	1	(0.3)	4	(0.3)
スペイン	—	—	1	(0.3)	—	—
スウェーデン	—	—	1	(0.3)	1	(0.1)
ノールウェー	1	(0.4)	—	—	—	—
ベルギー	—	—	—	—	1	(0.1)
ポーランド	—	—	—	—	5	(0.4)
ルーマニア	—	—	—	—	1	(0.1)
ベラルーシ	—	—	—	—	1	(0.1)
北アメリカ	20	(9.0)	29	(7.8)	25	(2.0)
アメリカ	19	(8.5)	23	(6.1)	16	(1.3)
カナダ	1	(0.4)	4	(1.1)	6	(0.5)
メキシコ	—	—	—	—	2	(0.2)
ホンジュラス	—	—	—	—	1	(0.1)
エル・サルバドル	—	—	1	(0.3)	—	—
ジャマイカ	—	—	1	(0.3)	—	—
南アメリカ	6	(2.7)	41	(11.0)	166	(13.4)
コロンビア	2	(0.9)	19	(5.1)	28	(2.3)
ブラジル	2	(0.9)	4	(1.1)	91	(7.4)
ペルー	1	(0.4)	10	(2.7)	39	(3.2)
ボリヴィア	1	(0.4)	4	(1.1)	7	(0.6)
チリ	—	—	2	(0.5)	—	—
アルゼンチン	—	—	1	(0.3)	1	(0.1)
パラグアイ	—	—	1	(0.3)	—	—
アフリカ	10	(4.5)	5	(1.3)	19	(1.5)
ナイジェリア	7	(3.1)	5	(1.3)	11	(0.9)
ガーナ	2	(0.9)	—	—	2	(0.2)
モーリシャス	1	(0.4)	—	—	—	—
アルジェリア	—	—	—	—	2	(0.2)
南アフリカ	—	—	—	—	4	(0.3)
オセアニア	2	(0.9)	2	(0.5)	9	(0.7)
ニュー・ジーランド	—	—	2	(0.5)	4	(0.3)
オーストラリア	2	(0.9)	—	—	5	(0.4)
無国籍	—	—	1	(0.3)	—	—

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 「国籍等」には、地域を含む。  
3 ( )内は、構成比である。

## ウ 在留資格等

表3は、犯行時における在留資格等別人員を見たものである。調査時点においても在留資格等が判明しないなどの理由で「不明」とされた者を除くと、不法残留が225人（18.2%）、不法入国・不法上陸162人（13.1%）、短期滞在58人（4.7%）の順となっている。

表3 調査対象受刑者の在留資格等別人員

在留資格等	2年調査	5年調査	12年調査
総 数	223 (100.0)	374 (100.0)	1,236 (100.0)
短期滞在	137 (61.4)	69 (18.4)	58 (4.7)
留学・就学・研修	13 (5.8)	17 (4.5)	24 (1.9)
永住者	2 (0.9)	2 (0.5)	2 (0.2)
日本人の配偶者等	3 (1.3)	15 (4.0)	30 (2.4)
定住者	4 (1.8)	9 (2.4)	19 (1.5)
不法入国・不法上陸	7 (3.1)	71 (19.0)	162 (13.1)
不法残留	27 (12.1)	157 (42.0)	225 (18.2)
その他	5 (2.2)	17 (4.5)	107 (8.7)
不明	25 (11.2)	17 (4.5)	609 (49.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( )内は、構成比である。

3 「不明」には、無回答も含む。

## (2) 本件犯罪に関する事項

## ア 罪 名

表4は、罪名（複数の罪名を有する場合は、法定刑が最も重いもの。以下同じ）別人員を見たものである。刑法犯では、窃盗が289人（23.4%）で最も多く、以下、強盗207人（16.7%）、殺人90人（7.3%）等となっており、2年調査以降、刑法犯の占める割合は上昇しており、12年調査では、全体の約6割を占めている。一方、特別法犯について見ると、覚せい剤取締法違反が178人（14.4%）で最も多く、次いで、出入国管理及び難民認定法違反（以下、「入管法違反」という。）123人（10.0%）、麻薬・向精神薬取締法違反（以下、「麻薬取締法違反」という。）101人（8.2%）等となっている。

表4 調査対象受刑者の罪名別人員

罪名	2年調査	5年調査	12年調査
総数	223 (100.0)	374 (100.0)	1,236 (100.0)
刑法犯	100 (44.8)	191 (51.1)	732 (59.2)
殺人	11 (4.9)	37 (9.9)	90 (7.3)
強盗	33 (14.8)	87 (23.3)	207 (16.7)
傷害	3 (1.3)	8 (2.1)	28 (2.3)
業務上過失致死傷	—	1 (0.3)	10 (0.8)
恐喝	—	1 (0.3)	1 (0.1)
窃盗	30 (13.5)	26 (7.0)	289 (23.4)
詐欺	15 (6.7)	4 (1.1)	14 (1.1)
強姦・同致死傷	6 (2.7)	7 (1.9)	10 (0.8)
強制わいせつ・同致死傷	—	4 (1.1)	5 (0.4)
放火	—	2 (0.5)	1 (0.1)
住居侵入	—	—	17 (1.4)
誘拐・略取	—	3 (0.8)	14 (1.1)
通貨偽造	—	2 (0.5)	2 (0.2)
文書・有価証券・印章偽造	1 (0.4)	5 (1.3)	21 (1.7)
その他	1 (0.4)	4 (1.1)	23 (1.9)
特別法犯	123 (55.2)	183 (48.9)	504 (40.8)
銃砲刀剣類所持等取締法	9 (4.0)	4 (1.1)	9 (0.7)
麻薬取締法	33 (14.8)	82 (21.9)	101 (8.2)
大麻取締法	24 (10.8)	24 (6.4)	—
覚せい剤取締法	52 (23.3)	47 (12.6)	178 (14.4)
あへん法	—	13 (3.5)	—
入管法	—	7 (1.9)	123 (10.0)
売春防止法	2 (0.9)	1 (0.3)	2 (0.2)
職業安定法	1 (0.4)	2 (0.5)	—
その他	2 (0.9)	3 (0.8)	91 (7.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( )内は、構成比である。

3 「強盗」は、強盗、強盗致死傷及び強盗強姦である。

4 「傷害」は、傷害、傷害致死傷及び暴行である。

5 罪名が複数ある場合は、法定刑が最も重いものを取り上げている。

表5は、不法滞在者(不法入国、不法上陸及び不法残留者をいう。)とそれ以外の者について、罪名別の内訳を見たものである。不法滞在者は、正規の在留資格を有している者に比して、「強盗」及び「麻薬取締法」が有意に低くなっている。

表 5 罪名別・在留資格の有無

罪 名	総 数	在 留 資 格		検定結果
		あ り	な し	
総 数	627 (100.0)	240 (100.0)	387 (100.0)	
刑 法 犯	365 (58.2)	153 (63.8)	212 (54.8)	
殺 人	30 (4.8)	13 (5.4)	17 (4.4)	
強 盗	98 (15.6)	47 (19.6) △[2.1]	51 (13.2) ▼[-2.1]	
傷 害	14 (2.2)	4 (1.7)	10 (2.6)	
窃 盗	172 (27.4)	74 (30.8)	98 (25.3)	
詐 欺	13 (2.1)	1 (0.4) ▼[-2.3]	12 (3.1) △[2.3]	
強 姦	5 (0.8)	2 (0.8)	3 (0.8)	(m) p=0.000**
強制わいせつ	2 (0.3)	2 (0.8)	—	
そ の 他	31 (4.9)	10 (4.2)	21 (5.4)	
特 別 法 犯	262 (41.8)	87 (36.3)	175 (45.2)	
麻 薬 取 締 法	48 (7.7)	32 (13.3) △[4.2]	16 (4.1) ▼[-4.2]	
覚せい剤取締法	106 (16.9)	39 (16.3)	67 (17.3)	
入 管 法	82 (13.1)	7 (2.9) ▼[-5.9]	75 (19.4) △[5.9]	
そ の 他	26 (4.1)	9 (3.8)	17 (4.4)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 在留資格なしとは、来日の契機等が不法入国・不法上陸及び不法残留の者をいう。

4 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

5 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

6 ( )内は、構成比である。

表6は、調査対象者のうち、入所人員の多い上位10か国について、罪名別にその内訳を見たものである。刑法犯について見ると、財産犯のうち、窃盗はヴィエトナム、中国及び韓国が、強盗は、ブラジル及びペルーが、詐欺は、マレーシアが、粗暴犯のうち、殺人はタイ及びフィリピンが、傷害は韓国・朝鮮が、性犯罪のうち、強制わいせつはペルーが、強姦は、ペルー及びブラジルが、また、特別法犯である薬物事犯では、イラン、コロンビア及びフィリピンが、それぞれ有意に多くなっている。

表6 調査対象者数上位10か国等の罪名別人員

国籍等	総数	殺人	強盗	傷害	恐喝	窃盗	詐欺	強姦	強制わいせつ	薬物事犯	その他	検定結果
総数	1,066 (100.0)	76 (7.1)	192 (18.0)	26 (2.4)	1 (0.1)	276 (25.9)	13 (1.2)	8 (0.8)	5 (0.5)	235 (22.0)	234 (22.0)	
韓国・朝鮮	87 (100.0)	8 (9.2)	5 (5.7) ▼[-3.1]	7 (8.0) △[3.5]	1 (1.1) △[3.4]	34 (39.1) △[2.9]	-	1 (1.1)	1 (1.1)	6 (6.9) ▼[-3.6]	24 (27.6)	
中国	468 (100.0)	26 (5.6)	92 (19.7)	13 (2.8)	-	159 (34.0) △[5.3]	9 (1.9)	-	1 (0.2) ▼[-2.5]	24 (5.1) ▼[-11.8]	144 (30.8) △[6.2]	
イラン	204 (100.0)	5 (2.5) ▼[-2.9]	13 (6.4) ▼[-4.8]	3 (1.5)	-	4 (2.0) ▼[-8.7]	-	-	1 (0.5)	142 (69.6) △[18.2]	36 (17.6)	
タイ	36 (100.0)	16 (44.4) △[8.9]	7 (19.4)	1 (2.8)	-	-	-	-	-	5 (13.9)	7 (19.4)	
フィリピン	45 (100.0)	13 (28.9) △[5.8]	7 (15.6)	-	-	1 (2.2) ▼[-3.7]	1 (2.2)	1 (2.2)	-	17 (37.8) △[2.6]	5 (11.1)	(m) p=0.000**
ヴィエトナム	48 (100.0)	-	3 (6.3) ▼[-2.2]	-	-	35 (72.9) △[7.6]	-	-	-	9 (18.8)	1 (2.1) ▼[-3.4]	
マレーシア	20 (100.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	-	4 (20.0)	2 (10.0) △[3.6]	-	-	5 (25.0)	4 (20.0)	
コロンビア	28 (100.0)	1 (3.6)	2 (7.1)	-	-	6 (21.4)	-	1 (3.6)	-	13 (46.4) △[3.2]	5 (17.9)	
ブラジル	91 (100.0)	3 (3.3)	44 (48.4) △[7.9]	1 (1.1)	-	24 (26.4)	1 (1.1)	3 (3.3) △[2.9]	1 (1.1)	9 (9.9) ▼[-2.9]	5 (5.5) ▼[-4.0]	
ペルー	39 (100.0)	2 (5.1)	17 (43.6) △[4.2]	-	-	9 (23.1)	-	2 (5.1) △[3.2]	1 (2.6) △[2.0]	5 (12.8)	3 (7.7) ▼[-2.2]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( ) 内は、構成比である。

3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 「薬物事犯」とは、覚せい剤取締法違反及び麻薬取締法違反を併せたものである。

## イ 刑名・刑期

刑名別人員では、懲役が1,234人で99.4%を占め、労役が3人(0.6%)である。

表7は、刑期(言渡し刑期)別人員を見たものである。3年超5年以下が415人(33.6%)で最も多く、以下、2年超3年以下225人(18.2%)、5年超7年以下214人(17.3%)の順となっている、また、5年を超える者の構成比は、33.9%で、5年調査よりも7.9ポイント低下している。

表7 調査対象受刑者の刑期別人員

刑 期	2年調査	5年調査	12年調査
総 数	223 (100.0)	374 (100.0)	1,236 (100.0)
6月以下	1 (0.4)	—	5 (0.4)
1年以下	7 (3.1)	17 (4.5)	14 (1.1)
2年以下	33 (14.8)	33 (8.8)	158 (12.8)
3年以下	40 (17.9)	57 (15.2)	225 (18.2)
5年以下	36 (16.1)	108 (28.9)	415 (33.6)
7年以下	48 (21.5)	71 (19.0)	214 (17.3)
10年以下	37 (16.6)	61 (16.3)	136 (11.0)
15年以下	16 (7.2)	19 (5.1)	53 (4.3)
20年以下	4 (1.8)	5 (1.3)	6 (0.5)
無 期	1 (0.4)	3 (0.8)	10 (0.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( )内は、構成比である。

3 無回答を除く。

ちなみに、表8は、平成2年、5年及び12年について、F級受刑者の平均在所期間を示したものであるが、その間に大きな差異がないことが分かる。

表8 F級受刑者平均在所期間の推移

(平成2, 5, 12年)

調 査 年	平均在所期間 (月)
平 成 2 年	20.3
5	21.7
12	21.4

注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

## ウ 犯行の動機

表9は、犯行の動機を見たものである。「利欲」が564人(回答総数の45.8%)で最も多く、2年調査及び5年調査と同様、最も高い比率を占めている。また、犯行の動機を「困窮・生活苦」とする者は413人(同33.5%)、「共犯者に誘われて」が288人(同23.4%)と多く、5年調査の比率を上回っている。

表9 犯行の動機

犯行の動機	2年調査	5年調査	12年調査
総数	223	372	1,231
遊び(遊興費)	7 (3.1)	6 (1.6)	95 (7.7)
困窮・生活苦	28 (12.6)	17 (4.6)	413 (33.5)
苦悩・葛藤	3 (1.3)	6 (1.6)	33 (2.7)
利欲	166 (74.4)	253 (68.0)	564 (45.8)
性欲・情欲	9 (4.0)	8 (2.2)	26 (2.1)
激情・感情の衝突	18 (8.1)	34 (9.1)	89 (7.2)
えん恨	8 (3.6)	27 (7.3)	24 (1.9)
共犯者に誘われて	99 (44.4)	79 (21.2)	288 (23.4)
模倣	1 (0.4)	—	2 (0.2)
酒に酔って	8 (3.6)	24 (6.5)	23 (1.9)
出来心	6 (2.7)	7 (1.9)	21 (1.7)
その他	6 (2.7)	65 (17.5)	84 (6.8)
不明	2 (0.9)	1 (0.3)	49 (4.0)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( )内は、回答総数に対する比率である。  
 3 重複選択による。  
 4 無回答を除く。

表10は、調査対象者の入所人員の多い上位10か国等について、犯行動機として、「遊び(遊興費)」、「困窮・生活苦」又は「利欲」を選択した者の国籍等別内訳を見たものであるが、中国が有意に多く、タイ、フィリピン及び韓国・朝鮮が有意に少なくなっている。

表10 調査対象者数上位10か国の犯行動機（経済的欲求）別人員

国籍等	総数	非該当	該当	検定結果
総数	1,066	282 (26.5)	784 (73.5)	
韓国・朝鮮	87	35 (40.2) △[3.0]	52 (59.8) ▼[-3.0]	(m) p=0.000**
中国	468	100 (21.4) ▼[-3.3]	368 (78.6) △[3.3]	
イラン	204	51 (25.0)	153 (75.0)	
タイ	36	22 (61.1) △[4.8]	14 (38.9) ▼[-4.8]	
フィリピン	45	23 (51.1) △[3.8]	22 (48.9) ▼[-3.8]	
ヴェトナム	48	9 (18.8)	39 (81.3)	
マレーシア	20	3 (15.0)	17 (85.0)	
コロンビア	28	7 (25.0)	21 (75.0)	
ブラジル	91	22 (24.2)	69 (75.8)	
ペルー	39	10 (25.6)	29 (74.4)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「経済的欲求」は、「遊び（遊興費）」、「困窮・生活苦」及び「利欲」をいう。

4 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

5 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

6 ( )内は、比率である。

表11は、調査対象者の入所人員の多い上位10か国等について、犯行動機として、「苦悩・葛藤」、「激情・感情の衝突」又は「えん恨」を選択した者の国籍等別内訳を見たものである。タイ、フィリピン及び韓国・朝鮮が有意に多く、中国及びイランが有意に少なくなっている。

表11 調査対象者数上位10か国等の犯行動機（精神的葛藤）別人員

国籍等	総数	非該当	該当	検定結果
総数	1,066	948 (88.9)	118 (11.1)	
韓国・朝鮮	87	69 (79.3) ▼[-3.0]	18 (20.7) △[3.0]	
中国	468	429 (91.7) △[2.5]	39 (8.3) ▼[-2.5]	
イラン	204	191 (93.6) △[2.4]	13 (6.4) ▼[-2.4]	
タイ	36	22 (61.1) ▼[-5.4]	14 (38.9) △[5.4]	(m) p=0.000**
フィリピン	45	31 (68.9) ▼[-4.4]	14 (31.1) △[4.4]	
ヴェトナム	48	44 (91.7)	4 (8.3)	
マレーシア	20	18 (90.0)	2 (10.0)	
コロンビア	28	26 (92.9)	2 (7.1)	
ブラジル	91	82 (90.1)	9 (9.9)	
ペルー	39	36 (92.3)	3 (7.7)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「精神的葛藤」は、「苦悩・葛藤」、「激情・感情の衝突」及び「えん恨」をいう。  
 4 「検定結果」欄の (m) は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 5 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。  
 6 ( )内は、比率である。

表12は、調査対象者の入所人員の多い上位10か国等について、犯行動機として、「共犯者に誘われて」を選択した者の国籍等別内訳を見たものである。中国及びイランが多く、韓国・朝鮮、タイ及びフィリピンが少なくなっている。

表12 調査対象者数上位10か国等の犯行動機（仲間の勧誘）別人員

国籍等	総数	はい	いいえ	検定結果
総数	978	660 (67.5)	318 (32.5)	
韓国・朝鮮	82	38 (46.3) ▼[-4.3]	44 (53.7) △[4.3]	
中国	420	317 (75.5) △[4.6]	103 (24.5) ▼[-4.6]	
イラン	185	139 (75.1) △[2.5]	46 (24.9) ▼[-2.5]	
タイ	33	12 (36.4) ▼[-3.9]	21 (63.6) △[3.9]	(m) p=0.000**
フィリピン	42	12 (28.6) ▼[-5.5]	30 (71.4) △[5.5]	
ヴェトナム	46	27 (58.7)	19 (41.3)	
マレーシア	19	14 (73.7)	5 (26.3)	
コロンビア	28	22 (78.6)	6 (21.4)	
ブラジル	84	53 (63.1)	31 (36.9)	
ペルー	39	26 (66.7)	13 (33.3)	

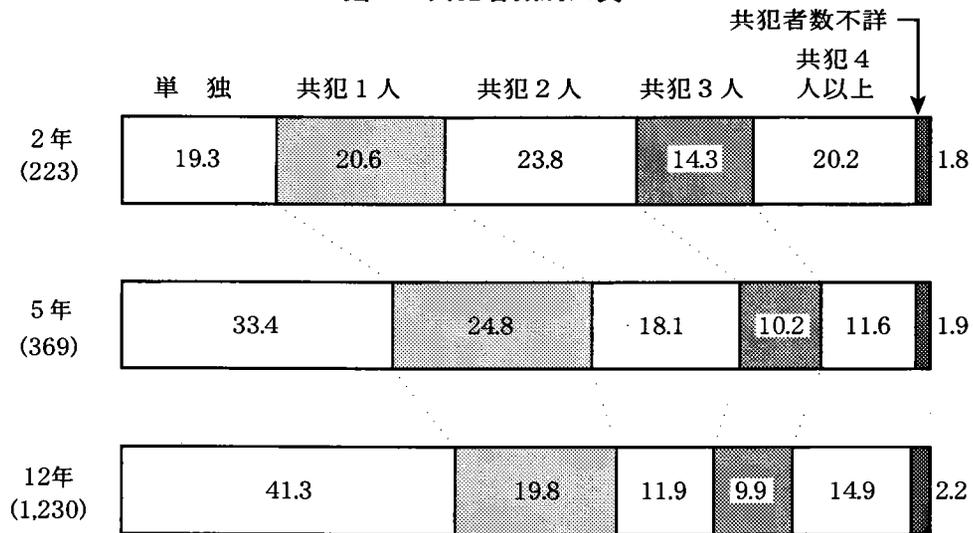
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「仲間の勧誘」は、「共犯者に誘われて」をいう。  
 4 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 5 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。  
 6 ( )内は、比率である。

### エ 共犯者数

図3は、共犯者の有無・共犯者数を見たものである。「共犯者あり」とした者のうち、共犯者数が1人とした者が244人(19.8%)で最も多く、4人以上とした者が183人(14.9%)で、これに次いでいる。

2年調査及び5年調査と比べると、複数犯率(共犯者があるものの比率をいう。以下、同じ。)は、さらに低下して58.7%(722人)となっている。

図3 共犯者数別人員



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 共犯者の有無が不明な者を除く。  
 3 ( )内は、実数である。

表13は、罪名別に共犯者の有無を見たものである。刑法犯では、窃盗及び強盗で複数犯率が70%を超えており、特別法犯では、麻薬取締法違反、覚せい剤取締法違反及び入管法違反で、複数犯率が、それぞれ、61.4%、53.9%、61.8%と高くなっている。また、殺人、強姦及び強制わいせつは単独犯である場合が有意に高く、窃盗及び強盗の財産犯は共犯がいる場合が有意に高いことが認められた。

表13 罪名別共犯者の有無

罪 名	総 数	単独・共犯の別		検定結果
		単独犯	共犯	
総 数	1,230 (100.0)	508 (41.3)	722 (58.7)	
刑 法 犯	727 (100.0)	279 (38.4)	448 (61.6)	
殺 人	90 (100.0)	67 (74.4) △[6.6]	23 (25.6) ▼[-6.6]	
強 盗	206 (100.0)	61 (29.6) ▼[-3.7]	145 (70.4) △[3.7]	
傷 害	27 (100.0)	13 (48.1)	14 (51.9)	
窃 盗	286 (100.0)	73 (25.5) ▼[-6.2]	213 (74.5) △[6.2]	
詐 欺	14 (100.0)	4 (28.6)	10 (71.4)	
強 姦	10 (100.0)	9 (90.0) △[3.1]	1 (10.0) ▼[-3.1]	(m) p=0.000**
強制わいせつ	5 (100.0)	5 (100.0) △[2.7]	- (0.0) ▼[-2.7]	
そ の 他	89 (100.0)	47 (52.8) △[2.3]	42 (47.2) ▼[-2.3]	
特 別 法 犯	503 (100.0)	229 (45.5)	274 (54.5)	
麻 薬 取 締 法	101 (100.0)	39 (38.6)	62 (61.4)	
覚 せい 剤 取 締 法	177 (100.0)	81 (45.8)	96 (54.2)	
入 管 法	123 (100.0)	47 (38.2)	76 (61.8)	
そ の 他	102 (100.0)	62 (60.8) △[4.2]	40 (39.2) ▼[-4.2]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

表14は、共犯者の有無を国籍等別で見たものであるが、中国及びブラジルで共犯がある場合が有意に多くなっている。なお、これらの国籍の者について、罪名別の共犯の有無を調べて見たところ、中国については、窃盗及び強盗は共犯がある場合が有意に多く、殺人については、有意に少なかった。また、ブラジルは、共犯がある場合が有意に多い罪名はなく、強姦について単独犯である場合に有意に多い。

表14 国籍等別共犯者の有無

国籍等	総数	単独・共犯の別		検定結果
		単独犯	共犯	
総数	1,230 (100.0)	508 (41.3)	722 (58.7)	
韓国・朝鮮	86 (100.0)	47 (54.7) △[2.6]	39 (45.3) ▼[-2.6]	
中国	466 (100.0)	144 (30.9) ▼[-5.8]	322 (69.1) △[5.8]	
イラン	203 (100.0)	102 (50.2) △[2.8]	101 (49.8) ▼[-2.8]	
シンガポール	14 (100.0)	9 (64.3)	5 (35.7)	
タイ	36 (100.0)	20 (55.6)	16 (44.4)	
パキスタン	14 (100.0)	9 (64.3)	5 (35.7)	
フィリピン	45 (100.0)	26 (57.8) △[2.3]	19 (42.2) ▼[-2.3]	
ヴェトナム	47 (100.0)	16 (34.0)	31 (66.0)	(m) p=0.000**
マレーシア	20 (100.0)	7 (35.0)	13 (65.0)	
連合王国(イギリス)	16 (100.0)	6 (37.5)	10 (62.5)	
アメリカ合衆国	16 (100.0)	11 (68.8) △[2.2]	5 (31.3) ▼[-2.2]	
コロンビア	28 (100.0)	11 (39.3)	17 (60.7)	
ブラジル	89 (100.0)	19 (21.3) ▼[-4.0]	70 (78.7) △[4.0]	
ペルー	39 (100.0)	12 (30.8)	27 (69.2)	
ナイジェリア	11 (100.0)	7 (63.6)	4 (36.4)	
その他	100 (100.0)	62 (62.0) △[4.4]	38 (38.0) ▼[-4.4]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

表15は「共犯者あり」とした者(722人)のうち、共犯者の国籍等について記載のあった者(650人)について、共犯者の国籍等の内訳を示したものである。全体を見ると、共犯者が同国人であるとした者は、74.5%であり、5年調査と比べ、15.1ポイントも低下している。一方、共犯者が日本人であるとしたものは18.9%となっている。

表15 共犯者の国籍別構成比

共犯者の国籍等	総数	同国人	日本人	その他
総数	650	74.5	18.9	6.6
韓国・朝鮮	33	90.9	6.1	3.0
中国	306	75.5	23.9	0.7
イラン	96	70.8	22.9	6.3
シンガポール	3	33.3	—	66.7
タイ	15	93.3	6.7	—
パキスタン	5	40.0	60.0	—
フィリピン	13	92.3	7.7	—
ヴェトナム	31	96.8	3.2	—
マレーシア	11	54.5	27.3	18.2
連合王国 (イギリス)	2	100.0	—	—
アメリカ合衆国	3	33.3	66.7	—
コロンビア	13	53.8	15.4	30.8
ブラジル	62	83.9	6.5	9.7
ペルー	26	69.2	15.4	15.4
ナイジェリア	3	33.3	66.7	—
その他	28	32.1	10.7	57.1

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「共犯者あり」と回答した者のうち、共犯者の国籍等について記載のあった者650人について調査したものである。

#### オ 被害者との関係

施設からの回答で、「被害者あり」とされた者は727人（調査対象者総数の58.8%）である。表16は、「被害者あり」と回答した者のうち、被害者の国籍等について記載のあった者（700人）について、罪名別に、被害者の国籍等の内訳を見たものである。

表16 罪名別被害者国籍

罪 名	総 数	被害者国籍		検定結果
		日本人以外	日本人	
総 数	700 (100.0)	189 (27.0)	511 (73.0)	
刑 法 犯	663 (100.0)	177 (26.7)	486 (73.3)	
殺 人	83 (100.0)	54 (65.1) △[8.3]	29 (34.9) ▼[-8.3]	
強 盗	197 (100.0)	63 (32.0)	134 (68.0)	
傷 害	24 (100.0)	13 (54.2) △[3.1]	11 (45.8) ▼[-3.1]	
窃 盗	270 (100.0)	24 (8.9) ▼[-8.6]	246 (91.1) △[8.6]	
詐 欺	9 (100.0)	-	9 (100.0)	(m)
強 姦	10 (100.0)	-	10 (100.0)	p=0.000**
強制わいせつ	5 (100.0)	-	5 (100.0)	
そ の 他	65 (100.0)	23 (35.4)	42 (64.6)	
特 別 法 犯	37 (100.0)	12 (32.4)	25 (67.6)	
麻 薬 取 締 法	2 (100.0)	2 (100.0) △[2.3]	- ▼[-2.3]	
覚せい剤取締法	16 (100.0)	3 (18.8)	13 (81.3)	
入 管 法	15 (100.0)	6 (40.0)	9 (60.0)	
そ の 他	4 (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「被害者あり」と回答した者のうち、被害者の国籍等について記載のあった700人について調査したものである。

3 「被害者国籍」の「日本人」とは、被害者として日本人が含まれている場合をいい、「日本人以外」とは、被害者に日本人が含まれていない場合をいう。

4 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

5 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

6 ( )内は、構成比である。

被害者として日本人が含まれる比率が、窃盗においては有意に高く、殺人、傷害及び麻薬取締法違反においては有意に低くなっている。

5年調査は、集計方法が異なるため、今回の調査と単純に比較することはできないが、5年調査では、殺人、強盗、傷害、窃盗等の11の刑法犯名に該当する調査対象者184人のうち、日本人が被害者となった場合は115(62.5%)であるのに対し、12年調査結果では74.2%(罪名が殺人、強盗、傷害、窃盗等の7

の刑法犯名に該当する調査対象者598人について、被害者に日本人が含まれる場合は444である。)と、10ポイント以上増加している。

表17は、被害者に日本人が含まれる場合について、罪名別はその内訳を示したものであるが、強盗及び窃盗の合計の構成比が、資料がある5年調査では71.8%、12年調査では74.4%といずれも7割を超えている。

表17 被害者に日本人を含むケースの罪名別人員

罪 名	5年調査	12年調査
総 数	117 (100.0)	511 (100.0)
殺 人	8 (6.8)	29 (5.7)
強 盗	60 (51.3)	134 (26.2)
傷 害	3 (2.6)	10 (2.0)
恐 喝	1 (0.9)	1 (0.2)
窃 盗	24 (20.5)	246 (48.1)
詐 欺	4 (3.4)	9 (1.8)
強 姦	7 (6.0)	10 (2.0)
強制わいせつ	4 (3.4)	5 (1.0)
放 火	2 (1.7)	—
略取・誘拐	—	3 (0.6)
通貨偽造	2 (1.7)	1 (0.2)
そ の 他	2 (1.7)	63 (12.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( )内は、構成比である。

表18は、被害者に日本人を含む場合とそれ以外の場合に分けた上で、被害者との関係を見たものであるが、被害者に日本人を含む場合には、「面識なし」が81.9%と突出して多く、次に続く「デパート・専門店・銀行など」(6.7%)を大きく引き離している。一方、被害者が全員外国人(同国人を含む。)である場合には、「面識なし」は35.0%にとどまっており、何らかの面識があるとするものが多い。

表18 被害者との面識別・被害者の国籍

被害者との面識	総 数	被害者の国籍		検定結果
		日本人以外	日本人	
総 数	692	183	509	(m) p=0.000**
面 識 な し	481 (69.5)	64 (35.0) ▼[-12.1]	417 (81.9) △[12.1]	
家 族 ・ 親 族	8 (1.2)	2 (1.1)	6 (1.2)	
恋 人 ・ 愛 人	11 (1.6)	8 (4.4) △[3.5]	3 (0.6) ▼[-3.5]	
友 人 ・ 知 人	45 (6.5)	35 (19.1) △[8.0]	10 (2.0) ▼[-8.0]	
職 場 関 係	25 (3.6)	15 (8.2) △[3.8]	10 (2.0) ▼[-3.8]	
組織犯罪構成員	8 (1.2)	7 (3.8) △[3.9]	1 (0.2) ▼[-3.9]	
デパート・専門 店・銀行など	35 (5.1)	1 (0.5) ▼[-3.3]	34 (6.7) △[3.3]	
そ の 他	8 (1.2)	1 (0.5)	7 (1.4)	
不 明	71 (10.3)	50 (27.3) △[8.7]	21 (4.1) ▼[-8.7]	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答を除く。  
 3 被害者の国籍が「日本人」とは、被害者の1人が日本人である場合をいう。  
 4 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 5 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。  
 6 ( )内は、比率である。

表19は、犯行の動機としての経済的欲求と、被害者の国籍との関係を見たものである。経済的欲求を動機とする者は、被害者に日本人を含むとする者で有意に多くなっている。

表19 犯罪動機（経済的欲求）別被害者国籍

経済的欲求	総数	被害者国籍		検定結果
		日本人以外	日本人	
総数	700	189 (27.0)	511 (73.0)	$\chi^2(1) = 37.743$ $p = 0.000^{**}$
非該当	195	85 (43.6) $\Delta[6.1]$	110 (56.4) $\nabla[-6.1]$	
該当	505	104 (20.6) $\nabla[-6.1]$	401 (79.4) $\Delta[6.1]$	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「経済的欲求」は、「遊び（遊興費）」、「困窮・生活費」及び「利欲」をいう。  
 4 「被害者国籍」の「日本人」とは、被害者として日本人が含まれている場合をいい、「日本人以外」とは、被害者に日本人が含まれていない場合をいう。  
 5 「検定結果」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 6 [ ]内は、調整済残差であり、 $\Delta$ は期待値より有意に多いことを、 $\nabla$ は期待値より有意に少ないことを示す。  
 7 ( )内は、比率である。

表20は、動機としての精神的葛藤（えん恨、激情・感情の衝突を含む。）と被害者の国籍の関係を見たものである。動機を精神的葛藤とする者は被害者に日本人を含まないとする者で有意に多くなっている。

表20 犯罪動機（精神的葛藤）別被害者国籍

精神的葛藤	総数	被害者国籍		検定結果
		日本人以外	日本人	
総数	700	189 (27.0)	511 (73.0)	$\chi^2(1) = 70.518$ $p = 0.000^{**}$
非該当	589	123 (20.9) $\nabla[-8.4]$	466 (79.1) $\Delta[8.4]$	
該当	111	66 (59.5) $\Delta[8.4]$	45 (40.5) $\nabla[-8.4]$	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「精神的葛藤」は、「えん恨」及び「激情・感情の衝突」をいう。  
 4 「被害者国籍」の「日本人」とは、被害者として日本人が含まれている場合をいい、「日本人以外」とは、被害者に日本人が含まれていない場合をいう。  
 5 「検定結果」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 6 [ ]内は、調整済残差であり、 $\Delta$ は期待値より有意に多いことを、 $\nabla$ は期待値より有意に少ないことを示す。  
 7 ( )内は、比率である。

表21は、被害弁償の状況を見たものである。「全く未済」が406人(58.1%)となっており、「全部済み」あるいは「一部済み」と回答した者の合計218人(31.2%)を大きく上回っている。

表21 被害弁償の有無

区 分	人 数	構 成 比
総 数	699	100.0
全 部 済 み	76	10.9
一 部 済 み	142	20.3
全 く 未 済	406	58.1
被害者(遺族)が宥恕	2	0.3
不 明	68	9.7
非 該 当	5	0.7

注 法務総合研究所の調査による。

### (3) 犯罪・非行歴に関する事項

#### ア 日本における処罰歴等

「不明」とされた者を除き、日本において罰金刑に処せられたことがある者は15.7%(189人)、執行猶予付きの懲役又は禁錮刑に処せられたことのある、いわゆる執行猶予歴のある者は15.0%(180人)である。罰金刑又は執行猶予付きの懲役若しくは禁錮刑を受けたことがある者の罪種別構成比について見ると、入管法違反(35.0%)、窃盗(27.8%)、覚せい剤取締法違反(12.6%)の順になっている。

上記の数字は、平成12年の新受刑者総数13,371人(矯正統計年報による。)の執行猶予歴を有する者の率(57.5%)に比較して著しく低い値と言えるが、外国人の場合、出入国管理及び難民認定法に基づき、麻薬取締法違反、覚せい剤取締法違反等の薬物事犯で有罪判決を受けた場合は、特別在留許可を受けない限りは国外退去に、また、窃盗、入管法違反等ほとんどの犯罪についても、無期又は一年を超える懲役又は禁錮の実刑に処せられると、同様に国外退去になることを考慮しておく必要がある。

#### イ 日本の行刑施設における入所歴

過去に日本での行刑施設への入所歴がある者は2.5%(31人)であるが、2年調査及び5年調査も5%未満である。国籍等別にその内訳を見ると、中国12人(38.7%)、韓国・朝鮮8人(25.8%)、ヴェトナム7人(22.6%)等となっており、罪名別では、窃盗が18人(58.1%)と最も多くなっている。入所歴のある者が少ないのは、アと同様、その多くの者が国外退去になることと関係があると思われる。

#### ウ 日本以外の行刑施設への入所歴

日本以外の行刑施設に入所した経験がない者は730人(回答者総数の82.9%)であり、入所歴があったものは15人(同1.2%)である。入所歴があった者を国籍等別にその内訳を見ると、韓国・朝鮮7人(46.7%)、中国4人(同26.7%)、ペルー2人(同13.3%)等となっている。また、同様に罪種別に見ると、窃盗と強盗がそれぞれ5人(同33.3%)となっている。

### (4) 母国における事項

#### ア 使用言語

表22は、使用言語別人員を見たものである。12年調査では中国語が40.1%で最も高く、次いで、ペルシャ語16.7%、韓国・朝鮮語7.2%、ポルトガル語7.0%の順となっている。

また、使用言語数は38か国語に達しており、5年調査よりも18か国語増えている。

表22 調査対象受刑者の使用言語別人員

言 語	2年調査	5年調査	12年調査
総 数	223	374	1,236 (100.0)
中 国 語	101 (45.3)	141 (37.7)	496 (40.1)
ペルシャ語	3 (1.3)	43 (11.5)	206 (16.7)
韓国・朝鮮語	—	2 (0.5)	89 (7.2)
ポルトガル語	2 (0.9)	5 (1.3)	87 (7.0)
スペイン語	3 (1.3)	41 (11.0)	75 (6.1)
英 語	39 (17.5)	75 (20.1)	67 (5.4)
ヴェトナム語	1 (0.4)	4 (1.1)	48 (3.9)
タガログ語	21 (9.4)	36 (9.6)	41 (3.3)
タイ 語	26 (11.7)	27 (7.2)	39 (3.2)
ウルドゥ語	13 (5.8)	24 (6.4)	13 (1.1)
ドイツ語	1 (0.4)	5 (1.3)	11 (0.9)
フランス語	2 (0.9)	1 (0.3)	6 (0.5)
ポーランド語	—	—	6 (0.5)
ミャンマー語	2 (0.9)	2 (0.5)	5 (0.4)
インドネシア語	2 (0.9)	—	5 (0.4)
オランダ語	—	—	5 (0.4)
不 詳	—	—	3 (0.2)
アラビア語	—	—	2 (0.2)
ヒンディ語	3 (1.3)	3 (0.8)	1 (0.1)
マレー語	1 (0.4)	14 (3.7)	—
ベンガル語	4 (1.8)	4 (1.1)	—
ロシア語	—	2 (0.5)	—
トルコ語	—	2 (0.5)	—
カンボディア語	—	1 (0.3)	—
ネパール語	—	1 (0.3)	—
ガーナ語	1 (0.4)	—	—
コルバ語	1 (0.4)	—	—
そ の 他	—	19 (5.1)	31 (2.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 2年調査及び5年調査については、複数言語を話すことができる者は重複計上している。

3 ( )内は、2年調査及び5年調査について、総数に対する比率を示し、12年調査については、構成比を示す。

## イ 就学年数

表23は、就学年数別人員を見たものである。

就学年数が9年を超え12年以下の者は、391人(調査対象者総数の31.6%)であり、6年超9年以下の者は、298人(同24.1%)である。9年を超えて就学している者は45.6%であり、5年調査に比べて8.7ポイント低くなっている。就学年数の記入のあった者の平均就学年数は、10.0年であり、5年調査(10.0年)と同じ年数である。

表23 調査対象受刑者の就学年数別人員

区 分	人 員	構成比
総 数	1,236	100.0
不 就 学	9	0.7
就 学	1,023	82.8
1年以下	5	0.4
3年以下	33	2.7
6年以下	123	10.0
9年以下	298	24.1
12年以下	391	31.6
16年以下	158	12.8
20年以下	15	1.2
就学年数不詳	179	14.5
不 明	25	2.0

注 法務総合研究所の調査による。

### (5) 家族関係に関する事項

#### ア 配偶者関係

「未婚」は405人（調査対象者総数の32.8%）と、5年調査（同37.4%）と比べてやや低下している。「有配偶（内縁関係を含む）」は713人（同57.7%）と、5年調査（同53.7%）から4.0ポイント上昇している。なお、12年調査では、「離別（内縁関係解消を含む）」が93人（同7.5%）、「死別」が10人（同0.8%）となっている。

#### イ 家族との関係

家族関係が「良好・普通」としたものは766人（調査対象者総数の62.0%）であり、2年調査及び5年調査（共に同80%台）と比べると約20ポイント低下している。「疎遠」又は「葛藤・対立」とするものが92人（同7.4%）となっており、家族関係に問題を抱えている者の増加がうかがえる。

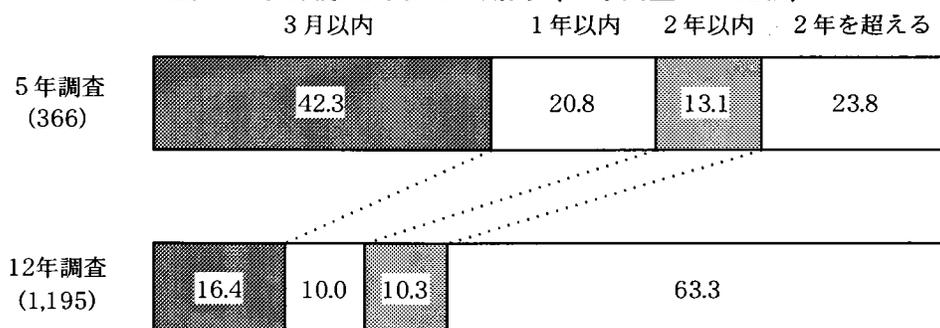
### (6) 来日後入所までの事項

#### ア 在日期間

図4は、5年調査と12年調査における来日後入所までの期間について見たものである。

「3月以内」とするものは196人（回答者総数の16.4%）であり、構成比で見ると、5年調査の42.3%と比べ、約26ポイントの急激な低下となっている。一方、「2年を超える」とするものは756人（同63.3%）であり、5年調査の23.8%から急激に上昇しており、在日期間の長期化傾向がうかがえる。

図4 来日後入所までの期間（5年調査との比較）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答及び在日期間が不明のものを除く。  
 3 ( )内は、実数である。

表24は来日後入所までの期間を罪名別に見たものであり、表25は、その結果を5年調査と比較したものである。

12年調査では、「2年を超える」が入管法違反を除いて5割を超えており、5年調査と比較して、同調査にデータがない入管法違反を除き、いずれの罪種においても在日期間が長期化していることが分かる。

表24 調査対象受刑者の罪名別在日期間

罪 名	総 数	3月以内	1年以内	2年以内	2年を 超える
総 数	1,195 (100.0)	196 (16.4)	120 (10.0)	123 (10.3)	756 (63.3)
刑 法 犯	710 (100.0)	54 (7.6)	88 (12.4)	82 (11.5)	486 (68.5)
文書等偽造	23 (100.0)	6 (26.1)	1 (4.3)	1 (4.3)	15 (65.2)
強 姦	9 (100.0)	—	1 (11.1)	—	8 (88.9)
殺 人	87 (100.0)	5 (5.7)	10 (11.5)	9 (10.3)	63 (72.4)
傷 害	28 (100.0)	2 (7.1)	3 (10.7)	6 (21.4)	17 (60.7)
窃 盗	276 (100.0)	24 (8.7)	32 (11.6)	35 (12.7)	185 (67.0)
強 盗	206 (100.0)	9 (4.4)	26 (12.6)	20 (9.7)	151 (73.3)
そ の 他	81 (100.0)	8 (9.9)	15 (18.5)	11 (13.6)	47 (58.0)
特 別 法 犯	485 (100.0)	142 (29.3)	32 (6.6)	41 (8.5)	270 (55.7)
麻薬取締法	96 (100.0)	28 (29.2)	6 (6.3)	7 (7.3)	55 (57.3)
覚せい剤取締法	171 (100.0)	18 (10.5)	11 (6.4)	9 (5.3)	133 (77.8)
入 管 法	118 (100.0)	38 (32.2)	11 (9.3)	22 (18.6)	47 (39.8)
そ の 他	100 (100.0)	58 (58.0)	4 (4.0)	3 (3.0)	35 (35.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( )内は、構成比である。

3 無回答及び在日期間が不明のものを除く。

表25 罪名別在日期間（5年調査との比較）

罪 名	総数		2年以下		2年を超える	
	5年調査	12年調査	5年調査	12年調査	5年調査	12年調査
総 数	366 (100.0)	1,195 (100.0)	279 (76.2)	439 (36.7)	87 (23.8)	756 (63.3)
殺 人	36 (100.0)	87 (100.0)	21 (58.3)	24 (27.6)	15 (41.7)	63 (72.4)
強 盗	85 (100.0)	206 (100.0)	60 (70.6)	55 (26.7)	25 (29.4)	151 (73.3)
傷 害	8 (100.0)	28 (100.0)	4 (50.0)	11 (39.3)	4 (50.0)	17 (60.7)
窃 盗	26 (100.0)	276 (100.0)	18 (69.2)	91 (33.0)	8 (30.8)	185 (67.0)
麻薬取締法	82 (100.0)	96 (100.0)	74 (90.2)	41 (42.7)	8 (9.8)	55 (57.3)
覚せい剤取締法	43 (100.0)	171 (100.0)	34 (79.1)	38 (22.2)	9 (20.9)	133 (77.8)
入 管 法	7 (100.0)	118 (100.0)	…	71 (60.2)	…	47 (39.8)
そ の 他	86 (100.0)	331 (100.0)	68 (79.1)	179 (54.1)	18 (20.9)	152 (45.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( )内は、構成比である。

3 5年調査では、入管法はその他に計上しており、「…」は、資料がないことを示す。

4 無回答及び在日期間が不明のものを除く。

#### イ 来日目的

表26は、来日目的別人員を見たものである。「就労」を目的とする者が421人(調査対象者総数の34.1%)で最も多く、以下、「犯罪」203人(同16.4%)、「商用」184人(同14.9%)、「就学」106人(同8.6%)、「観光」64人(同5.2%)等となっている。

2年調査及び5年調査と比較すると、「就学」目的で来日した者は5年調査より40ポイント以上、また、「犯罪」目的で来日した者も20ポイント以上、それぞれ低下している。一方、「就労」目的で来日した者は、5年調査より30ポイント以上、「商用」目的が10ポイント以上、それぞれ上昇しており、12年調査では、仕事を目的として来日している者が多くなっていることが分かる。

表26 調査対象受刑者の来日目的別人員

来日目的	2年調査	5年調査	12年調査
総数	223 (100.0)	374 (100.0)	1,236 (100.0)
観光	19 (8.5)	8 (2.1)	64 (5.2)
商用	5 (2.2)	1 (0.3)	184 (14.9)
親族訪問	—	7 (1.9)	28 (2.3)
就学	46 (20.6)	186 (49.7)	106 (8.6)
就労	18 (8.1)	7 (1.9)	421 (34.1)
興業	1 (0.4)	3 (0.8)	1 (0.1)
犯罪	127 (57.0)	140 (37.4)	203 (16.4)
その他	6 (2.7)	20 (5.3)	127 (10.3)
不明	1 (0.4)	2 (0.5)	102 (8.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( )内は、構成比である。

3 「不明」は、無回答を含む。

#### ウ 来日回数

来日回数を「初回」とするものは、806人（調査対象者総数の65.2%）で最も多く、「2回」とするものは265人（同21.4%）で、これに次いでいる。5年調査と比較すると、「初回」は、1.6ポイント、「2回」は8.3ポイント上昇しているが、3回以上は約9ポイント低下している。

#### エ 入所前の生活形態

「単身（定住）」が237人（回答総数の25.3%）、「単身（不定）」が327人（同34.9%）と、単身である者が約6割を占めており、「親と同居」又は「妻子と同居」等、家族と同居している者は、122人（同13.0%）に過ぎない。

#### オ 入所前の職業

入所前の職業については、回答総数（799人）の72.3%に当たる578人が、無職者である。2年調査及び5年調査では無職者は3割程度にとどまっていたことと比較すると、入所前に無職であったとする者の比率はかなり高くなっている。

### (7) 入所時の状況に関する事項

#### ア 精神障害

精神障害が「なし」とされるものは1,179人（調査対象者総数の95.4%）であり、2年調査の96.4%、5年調査の92.0%との間に大きな差異は認められない。

また、精神障害「あり」とするもの55人（同4.5%）について、その診断名を見ると、「神経症」12人（同1.0%）、「精神病」11人（同0.9%）等となっている。

#### イ 身体障害

身体障害が「なし」とするものは1,097人（調査対象者総数の88.8%）であり、2年調査の95.5%、5年調査の99.2%に比べるとはっきりと低くなっている。

身体障害「あり」とするもの131人（同10.7%）について、その診断名を見ると、「身体疾患等」109人（同8.9%）、「身体障害等」21人（同1.7%）等となっている。

### (8) 行刑に関する事項

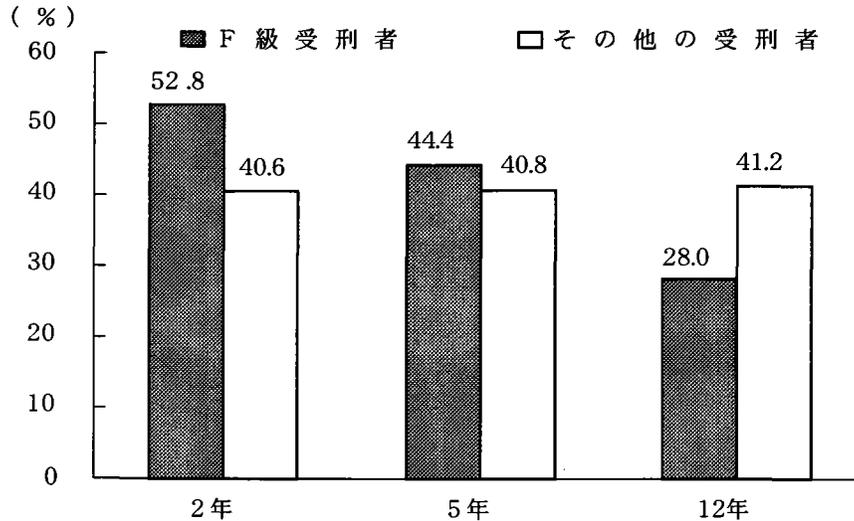
#### ア 懲罰

懲罰を受けたことが「ある」とするものは333人（回答総数の29.1%）であり、5年調査の42.0%から約13ポイント低下している。

図5は、平成2年、5年及び12年の出所受刑者について、F級受刑者とその他の受刑者別に、懲罰者率（在所中に懲罰を科されたことのある者の比率。以下同じ）を見たものである。F級受刑者の懲罰者率は、2年にはその他の受刑者のそれを10ポイント以上も上回っていたが、5年にはその差が3.6ポイントに縮まり、12年には、逆に、その他の受刑者を13.2ポイントも下回るようになった。

図5 出所受刑者の懲罰受罰者率

(平成2年・5年・12年)



注 1 矯正統計年報による。

注 2 出所受刑者とは、満期釈放、仮釈放、恩赦又は不定期刑の終了により出所した者をいう。

12年調査において、懲罰を受けたことが「ある」とするものの懲罰事犯の内容を見たものが表27である。「被収容者暴行」が14.1%で最も多く、以下、物品不正授受(8.4%)、争論(7.8%)、抗命(5.7%)等の順となっている。

表27 調査対象受刑者の懲罰事犯の内容

内 容	人 員	比 率
総 数	333	
被収容者暴行	47	14.1
職員等暴行	4	1.2
抗 命	19	5.7
争 論	26	7.8
毀 棄	1	0.3
たばこ事犯	1	0.3
物品不正所持	14	4.2
物品不正授受	28	8.4
不正製作	3	0.9
喝 窃 食	4	1.2
賭博・同類似	6	1.8
怠 役	12	3.6
自 傷	3	0.9
通 声	16	4.8
ひぼう・中傷	5	1.5
教唆・幫助・煽動	1	0.3
そ の 他	81	24.3

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 懲罰事犯「あり」とするもの(333人)を対象としている。  
 3 重複選択による。

懲罰の科罰状況を国籍別に見たところ、有意差( $\chi^2(9)=42.467, p<0.01$ )が認められ、イランが有意に多く、タイ及びフィリピンが有意に少なくなっていることが分かった。

#### イ 作 業

「一般工場」に就業する者が1,123人(調査対象者総数の90.9%)で最も多く、以下、「経理・営繕」51人(同4.1%)、「独居室内」20人(同1.6%)等の順となっている。5年調査と比べると、「一般工場」に就業する者はほぼ同率であるが、「経理・営繕」は約3ポイント増加、「独居室内」又は「養護工場」で就業する者は、それぞれ約1ポイント減少となっている。

#### ウ 面会、信書の発・受信

表28は、面会、信書の発・受信回数を見たものである。

表28 面会、信書の発・受信回数

発信回数	面 会		発 信		受 信	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
総 数	589	100.0	1,139	100.0	1,073	100.0
1 回	147	25.0	73	6.4	62	5.8
3 回 以 下	162	27.5	133	11.7	125	11.6
5 回 以 下	65	11.0	106	9.3	93	8.7
10 回 以 下	112	19.0	191	16.8	168	15.7
20 回 以 下	66	11.2	227	19.9	219	20.4
30 回 以 下	18	3.1	159	14.0	140	13.0
31 回 以 上	19	3.2	250	21.9	266	24.8

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 面会、通信の発・受信のそれぞれに「あり」とされた者のうち、発信回数の記載のあった者について計上している。

「発信あり」とされる者（「発信あり」とされる者のうち、発信回数につき記載のあった1,139人を対象としている。）について見ると、発信回数の平均値は21.4回、中央値が13.0回、最頻値が2回となっている。また、「受信あり」とされる者（「受信あり」とされた者のうち、受信回数につき記載のあった1,073人を対象としている。）について見ると、受信回数の平均値は26.3回、中央値が14.0回、最頻値が3回となっている。

また、発信も受信も「なし」とされる者が78人（調査対象者総数の6.3%：5年調査は同5.9%）となっているほか、発信はあるが、受信のない者が74人（同6.0%）、発信はないが、受信があるとされる者は13人（同1.1%）となっている。

また、「面会なし」とされる者は、632人で、調査対象者総数の51.1%を占めている。「面会あり」とされた者（面会件数につき記載のあった589人を対象としている。）の面会回数の平均値は6.8回、中央値が3.0回、最頻値が1回となっている。

信書の発・受信及び面会がいずれもない者は、65人（調査対象者総数の5.3%）であり、5年調査と比べて、2.4ポイント高くなっている。これを国籍等別に見たところ、有意差（ $P < 0.01$ 、モンテカルロ法による。）が認められ、韓国・朝鮮及びヴィエトナムが有意に多くなっていることが分かった。

表29は、信書の発・受信及び面会の相手について見たものである。面会の相手方については、「大使館職員等」が「面会があり」とされた者の40.2%を占めている。

表29 信書の発・受信及び面会の相手

相手	発 信		受 信		面 会	
	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率
総 数	1,132		1,070		585	
配 偶 者	474	41.9	436	40.7	150	25.6
子 供	133	11.7	129	12.1	54	9.2
父 母	531	46.9	488	45.6	68	11.6
兄 弟 姉 妹	525	46.4	514	48.0	125	21.4
そ の 他 親 族	174	15.4	164	15.3	85	14.5
大 使 館 職 員 等	120	10.6	109	10.2	235	40.2
雇 い 主	—		—		2	0.3
そ の 他	73	6.4	68	6.4	124	21.2

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「比率」は、信書の発・受信及び面会が「あり」とされた者のうち、相手方につき記載のあった者に対する比率である。

3 重複選択による。

信書の発信又は受信のいずれかが「あり」とされる者(回答総数1,151人)のうち、相手方の記載があった者の使用言語の内訳を見ると、中国語467人(40.6%)、ペルシャ語200人(17.4%)、ポルトガル語83人(7.2%)、韓国・朝鮮語75人(6.5%)、スペイン語73人(6.3%)、英語61人(5.3%)の順となっている。

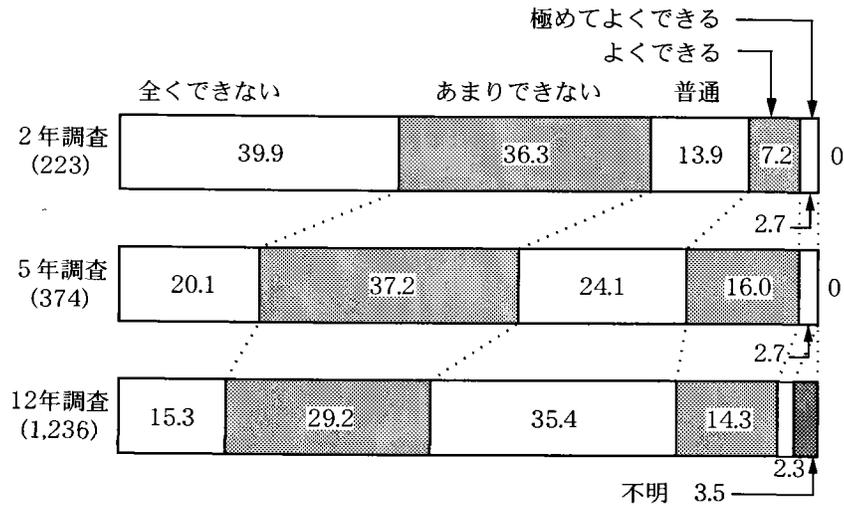
また、「面会あり」とされる者(回答総数591人)の使用言語の内訳は、中国語167人(28.3%)、ペルシャ語90人(15.2%)、ポルトガル語58人(9.8%)、スペイン語54人(9.1%)、英語49人(8.3%)の順となっている。

#### エ 語学能力

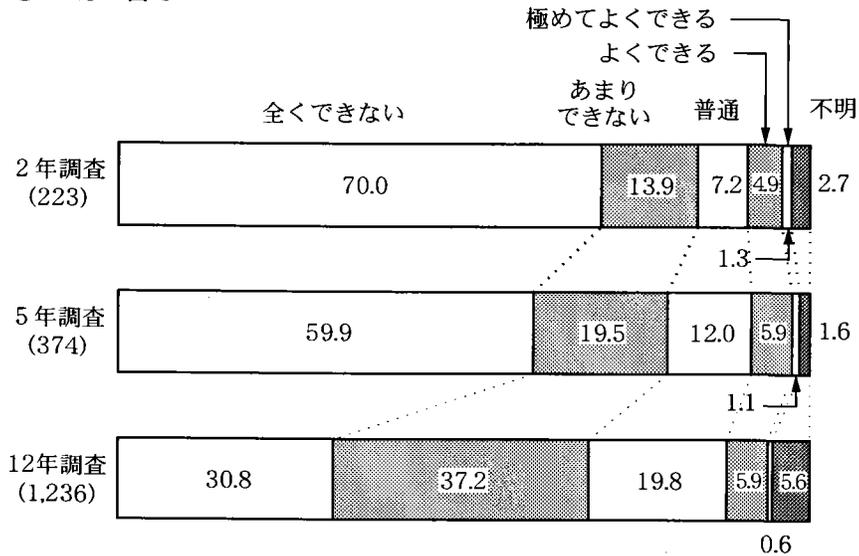
図6は、日本語での日常会話及び読み書きについての語学能力を示したものである。日常会話については、「全くできない」及び「あまりできない」とされる者は、550人(調査対象者総数の44.5%)であり、読み書きについては、「全くできない」及び「あまりできない」とされる者は、841人(同68.0%)となっている。2年調査及び5年調査の結果と比べると、会話及び読み書きとも、「普通」又はそれ以上にできる者の比率が上昇しているが、依然として日本語に対する理解力が不足しているものが4割以上いる。

図6 日本語能力

## ① 日常会話



## ② 読み書き



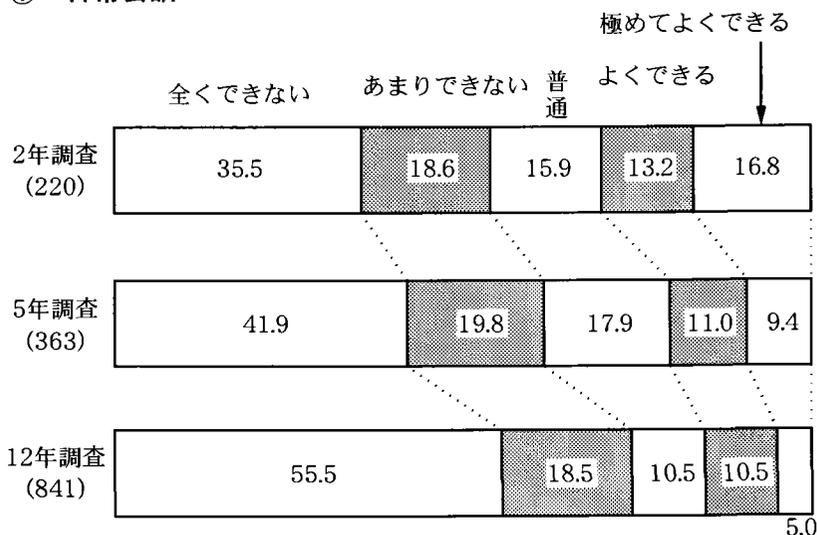
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( )内は、実数である。

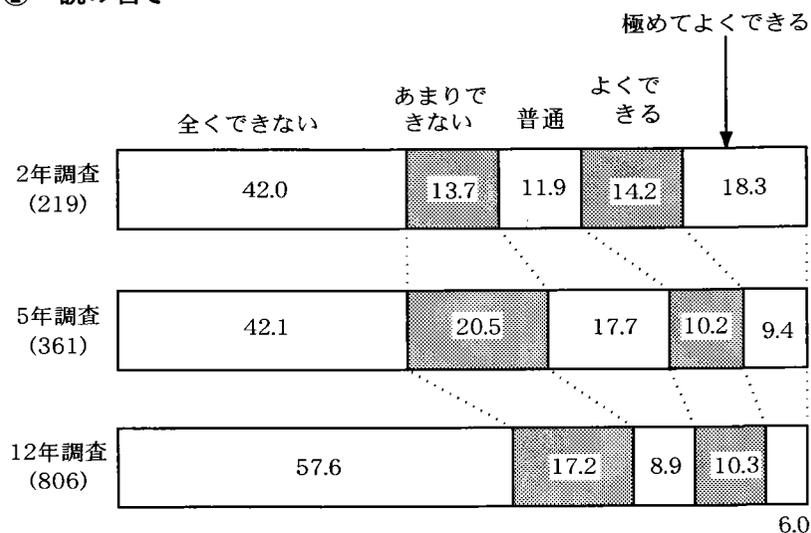
図7は、英語の語学能力について見たものである。12年調査では、英語の日常会話が「全くできない」及び「あまりできない」者が74.1%、英語の読み書きが「全くできない」及び「あまりできない」者が74.8%と、5年調査と比べて、それぞれ10ポイント以上低下しており、英語を解しない受刑者が増加していることが分かる。

図7 英語能力

① 日常会話



② 読み書き



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 ( )内は、実数である。
- 3 不明を除く。

2 処遇担当者に対するアンケート調査結果

次に、F級受刑者を工場や舎房で直接処遇する担当職員に対して実施したアンケート調査の結果について紹介する。

(1) 意思疎通に関する事項

「職員の意思が正しく伝わらないために、問題を生じたことがありますか」との問いに対し、「ない」と回答した職員は1,034人（回答総数の84.1%）であり、また、「言語が分からないために、他の受刑者とトラブルが起きたことがありますか」との問いに対し、「ない」と回答した職員は1,099人（同89.1%）となっている（表30参照）。

表30 意思疎通に関する事項

内 容	総 数	な い	あ る
職員の意思が正しく伝わらないために、問題を生じたことがありますか	1,230 (100.0)	1,034 (84.1)	196 (15.9)
言語が分からないために、他の受刑者とトラブルが起きたことがありますか	1,233 (100.0)	1,099 (89.1)	134 (10.9)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( )内は、構成比である。  
 3 無回答を除く。

なお、「職員の意思が正しく伝わらないために、問題を生じたことがありますか」又は「言語が分からないために、他の受刑者とトラブルが起きたことがありますか」のいずれか一つに「ある」と回答した職員(265人)について、受持ち受刑者の国籍等を見ると、中国76人(28.7%)、イラン57人(21.5%)、ブラジル20人(7.5%)、フィリピン及びベトナム各13人(各4.9%)の順となっており、これを、使用言語別に見ると、中国語78人(29.4%)、ペルシャ語57人(21.5%)、英語21人(7.9%)、ポルトガル語19人(7.2%)、スペイン語16人(6.0%)の順となっている。

日本語教育の参加状況について見ると、「受けた」又は「受けている」としたものは、回答総数1,186人のうち、390人(32.9%)であり、「受ける予定である」は、205人(17.3%)となっており、この両者を併せると、調査対象者のほぼ半数(48.1%)は、日本語教育を受講する意思があることになる。

一方、「受けない」又は「受けるつもりはない」とした者も591人(49.1%)と、同じくほぼ半数の者が該当するが、この中には、多少なりとも日本語での会話が分かると思われる者や日本語での日常会話に不自由しないと職員が判断した者が191人含まれている。

## (2) 食事に関する事項

表31は、食事についての調査結果を見たものである。

食習慣等の差異に基づく特別な食事が給与されている者は、調査対象者総数の13.0%(160人)に過ぎないことが分かる。また、食事に関する不満を聞いたことがあるとする職員は185人(回答総数の15.2%)となっている。

食事に関する不満を聞いたことがあるとする職員185人について、その不満の内容(重複回答)を見ると、主食の量102人(回答総数の55.1%)、副食の量64人(同34.6%)、主食の味8人(4.3%)、副食の味17人(同9.2%)、その他40人(同21.6%)となっており、食事量、とりわけ主食の量に関して不満を感じている者が多いことが分かる。

不満の申し出があった者を国籍等別に見ると、有意差( $P < 0.01$ , モンテカルロ法による。)が認められ、イランで有意に多く、中国、韓国・朝鮮、ベトナムで有意に少なくなっている。

量や味以外の不満の具体的内容としては、パン食への変更やパン食回数の増加といった主食の内容変更(14人)、豚肉を抜いた食事への変更(7人)等、F級受刑者特有と思われるような内容のほか、食事の温度に関する申立ても2人あった。

表31 食事に関する事項

質問項目	区分	人員	構成比
外国人食を給与していますか	総数	1,235	100.0
	はい	160	13.0
	いいえ	1,075	87.0
食事に関する不満を訴えたことがありますか	総数	1,220	100.0
	ない	1,035	84.8
	ある	185	15.2

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

### (3) 作業に関する事項

表32は、作業についての調査結果である。作業態度を「良好」ないし「普通」とであると評価する職員が回答総数の92.5%(2年調査92.8%)を占めており、F級受刑者の作業態度は、おおむね良好であることが分かる。

表32 作業に関する事項

質問項目	区分	人員	構成比
作業態度はどうですか	総数	1,232	100.0
	良好	374	30.4
	普通	765	62.1
	不良	79	6.4
	わからない	14	1.1
役席の指定について、特に留意していることがありますか	総数	1,228	100.0
	ない	908	73.9
	ある	320	26.1

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

また、「役席(作業位置)の指定について、特に留意していることがありますか」との問いに対し、「ある」と回答した職員320人(回答総数の26.1%)について、その具体的な留意事項について尋ねたところ、「同国人を離す」というものが176人(55.0%)で最も多く、以下、「作業上」38人(11.9%)、「処遇上」32人(10.0%)となっている。

### (4) 規律に関する事項

表33は、規律に関する事項についての調査結果を見たものである。「日本人受刑者との共同生活が円滑にできますか」との問いに対し、「できる」と評価した職員は423人(回答総数の34.5%)であり、そのうち、共同生活が円滑にできるまでの時間について尋ねたところ、「(さほど)時間がかからない」が154人(回答総数の36.4%)で最も多く、3月未満は316人(同74.7%)となっている。

また、「職員の指示に素直に従いますか」との問いについて、「やや反抗的」及び「極めて反抗的」を合わせると103人(8.4%)になるが、2年調査(11.2%)に比べると2.8ポイント減少している。

表33 規律に関する事項

質問項目	区分	人員	構成比
日本人受刑者との共同生活が円滑にできますか	総数	1,226	100.0
	分からない	138	11.3
	できない	173	14.1
	どちらともいえない	492	40.1
	できる	423	34.5
職員の指示に素直に従いますか	総数	1,230	100.0
	従う	510	41.5
	おおむね従う	610	49.6
	やや反抗的	88	7.2
	極めて反抗的	15	1.2
	わからない	7	0.6
規律違反行為について、顕著な特徴がありますか	総数	832	100.0
	ない	657	79.0
	ある	175	21.0

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 質問事項の「規律違反行為について、顕著な特徴がありますか」の回答総数は、規律違反行為のない者（381人）を除く。

3 無回答を除く。

また、「規律違反行為について、顕著な特徴がありますか」との問いに対し、「ある」とした職員は175人（回答者数の21.0%）であるが、その具体的な内容として挙げられた主なものは、①不正交談、②物品不正授受、③作業中の脇見、④口論・争論・けんか等の粗暴事犯、⑤職員に対する抗弁・暴言等、⑥自己中心的な考え方、⑦日本人（職員・同僚）に対する嫌悪、⑧規則に対する正しい理解不足等である。

舎房又は工場の担当職員の自由記載を見ると、規則が理解できていないことや「このぐらいはいいだろう」という軽い考えから規律違反になるケースが多いように見受けられ、その結果が、不正交談、物品不正授受あるいは作業中の脇見といった比較的軽微な事犯に結び付いているように感じられる。

#### (5) 不服申立てに関する事項

表34は、不服申立てに関する事項についての回答結果を示したものである。申立てを行った者は89人（回答総数の7.4%：2年調査15.7%）であり、申立ての種類は、「所長面接」62人（69.7%：2年調査11.4%）、「情願」11人（12.4%：同68.6%）等となっている。

表34 不服申立ての有無とその種類

区 分	人 員	構成比
総 数	1,207	100.0
申 立 て な し	1,118	92.6
申 立 て あ り	89	7.4
所 長 面 接	62	69.7
情 願	11	12.4
訴 訟	2	2.2
人権侵犯申告	1	1.1

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「申立てあり」の種類については重複選択による。  
 3 「申立てあり」の種類に係る構成比は、「申立あり」とする者(89人)に対する比率である。  
 4 無回答を除く。

不服申立ての具体的内容について見たのが表35である。不服申立てのあった者を国籍等別に見てみると、有意差 ( $P < 0.01$ , モンテカルロ法による。) が認められ、イラン及びナイジェリアが有意に多く、中国が有意に少なくなっている。

表35 不服申立ての内容

区 分	人 員	比 率
総 数	89	
衣 食 住	23	25.8
作 業	7	7.9
医 療	26	29.2
外 部 交 通	5	5.6
人 間 関 係	2	2.2
職 員 の 処 遇	18	20.2
そ の 他	14	15.7
分 か ら な い	9	10.1

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 重複選択による。  
 3 無回答を除く。

#### (6) その他の事項

表36は、判決に対する不満、行刑態度、受刑生活についての意見等について見たものである。

表36 その他の事項

質問項目	区分	人員	構成比
判決に対する不満を述べたことがありますか	総数	1,227	100.0
	ない	1,163	94.8
	ある	64	5.2
組織的な犯罪だと思えますか	総数	1,226	100.0
	思う	259	21.1
	どちらともいえない	260	21.2
	思わない 分からない	273 434	22.3 35.4
職業的な犯罪だと思えますか	総数	1,224	100.0
	思う	150	12.3
	どちらともいえない	295	24.1
	思わない 分からない	301 478	24.6 39.1
改悛の情が認められますか	総数	1,228	100.0
	大いに認められる	119	9.7
	やや認められる	457	37.2
	余り認められない	260	21.2
	認められない 分からない	136 256	11.1 20.8
望郷の念を漏らすことがありますか	総数	1,229	100.0
	よくある	132	10.7
	時々ある	270	22.0
	余りない	329	26.8
	ない 分からない	292 206	23.8 16.8
刑務所での生活についての意見	総数	1,222	100.0
	感謝している	87	7.1
	不満をもっている	153	12.5
	この程度だと考えている 分からない	618 364	50.6 29.8

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答を除く。

判決に対する不満があるものは回答総数の5.2%（2年調査3.1%）と少ない。

判決に対する不満内容が記載されている56人について、その内容を見ると、最も多いものは、「刑期が長い」といった量刑に関する不満が34人であるが、無罪である、だまされたとするものが11人いる。

「改悛の情が認められますか」との問いに対しては、「大いに認められる」又は「やや認められる」が回答総数の46.9%であり、2年調査の45.3%と同様、ほぼ半数となっている。

「刑務所での生活についての意見」との問いに対しては、「この程度だと考えている」は、50.6%（2年調査56.5%）であるが、「不満をもっている」は12.5%と2年調査の9.0%より、3.5ポイント上昇している。

### 3 F級受刑者に対する意識調査結果

#### (1) 共通質問項目

表37は、F級受刑者に対して行った質問のうち、2年調査、5年調査及び12年調査に共通するものについての回答結果（各質問項目について、「はい」と回答したものについて計上したもの）を一覧表で示したものである。

質問項目は、①本件犯罪に関するもの、②受刑生活に関するもの、③出所後の生活に関するもの及び④刑務所の有用性に関するものに大別することができる。このうち、統計上の有意な関連が認められたものは、18の質問項目についてである。12年調査が2年調査及び5年調査と比べて、「はい」との回答が有意に多くなっている質問項目は、「あなたは、被害者に対して弁償しましたか」であり、有意に少なくなっている質問項目は、「あなたは、事件（犯罪）を日本で起こすことについて、日本に来る前から考えていましたか」、「あなたは、事件（犯罪）を起こす前には、多分捕まらないだろうと思っていましたか」及び「あなたは、刑務所の生活に慣れましたか」である。

また、5年調査と比べて有意に多くなっている質問項目は、「あなたは、仲間に誘われたため、事件（犯罪）に加わったのですか」、「あなたは、家族のことで、心配なことがありますか」、「あなたは、帰る所が決まっていますか」、「あなたは、出所後の仕事のめどが立っていますか」及び「あなたは、誰か頼れる人がいますか」である。

2年調査と比べて有意に多くなっている質問項目は、「あなたは、日本語で日常会話ができますか」及び「あなたは、担当職員の指示がわかりますか」である。

表37 F級受刑者の意識

質 問 事 項	2年調査	5年調査	12年調査	検定結果
総 数	223	374	1,236	
事件について、日本に来る前から考えていましたか	63 (28.3) △[8.3]	68 (18.2) △[4.5]	81 (6.6) ▼[-9.7]	$\chi^2(2)=107.065$ p=0.000**
事件を起こしたとき、生活に困っていませんか	143 (64.1)	181 (48.4) ▼[-4.3]	742 (60.0) △[2.3]	$\chi^2(2)=19.695$ p=0.000**
仲間に誘われたため、事件に加わったのですか	147 (65.9) △[2.5]	178 (47.6) ▼[-4.7]	743 (60.1) △[2.3]	$\chi^2(2)=24.624$ p=0.000**
事件を起こす前には、たぶん捕まらないだろうと思っていましたか	92 (41.3) △[3.5]	153 (40.9) △[4.7]	323 (26.1) ▼[-6.5]	$\chi^2(2)=41.832$ p=0.000**
科せられた刑が、重いと思いますか	197 (88.3) △[9.2]	212 (56.7) ▼[-1.6]	695 (56.2) ▼[-5.0]	$\chi^2(2)=83.786$ p=0.000**
自分のしたことを考えれば、刑務所に入れられても、当然だと思いますか	167 (74.9) △[2.0]	250 (66.8)	852 (68.9)	$\chi^2(2)=4.401$ p=0.111
刑務所の生活に慣れましたか	94 (42.2) △[2.4]	181 (48.4) △[6.1]	366 (29.6) ▼[-6.9]	$\chi^2(2)=50.308$ p=0.000**
仲間同士で仲良くできますか	170 (76.2)	298 (79.7) △[3.7]	854 (69.1) ▼[-4.2]	$\chi^2(2)=18.135$ p=0.000**
作業が自分のためになると思いますか	139 (62.3)	244 (65.2) △[2.8]	697 (56.4) ▼[-3.2]	$\chi^2(2)=10.510$ p=0.005**
担当職員が親切に指導してくれると思いますか	159 (71.3) △[4.8]	211 (56.4)	665 (53.8) ▼[-3.3]	$\chi^2(2)=23.530$ p=0.000**
被害者に対して弁償しましたか	58 (26.0) ▼[-3.1]	114 (30.5) ▼[-2.3]	478 (38.7) △[4.1]	$\chi^2(2)=18.330$ p=0.000**
日本語で日常会話ができますか	69 (30.9) ▼[-5.7]	166 (44.4)	660 (53.4) △[5.6]	$\chi^2(2)=41.839$ p=0.000**
担当職員の指示がわかりますか	88 (39.5) ▼[-7.1]	228 (61.0)	804 (65.0) △[5.0]	$\chi^2(2)=52.041$ p=0.000**
健康ですか	137 (61.4)	232 (62.0)	692 (56.0) ▼[-2.4]	$\chi^2(2)=5.618$ p=0.062
食事の量が適当だと思いますか	137 (61.4)	197 (52.7)	…	
家族のことで、心配なことがありますか	210 (94.2) △[2.9]	276 (73.8) ▼[-9.7]	1,131 (91.5) △[6.3]	$\chi^2(2)=95.269$ p=0.000**
いらいらすることが、よくありますか	149 (66.8) △[4.2]	166 (44.4) ▼[-4.1]	671 (54.3)	$\chi^2(2)=28.656$ p=0.000**
外国人と日本人を分けへだてなく、扱ってくれていると思いますか	125 (56.1)	176 (47.1)	615 (49.8)	$\chi^2(2)=4.592$ p=0.101
帰るところが決まっていますか	205 (91.9) △[2.2]	295 (78.9) ▼[-5.5]	1,100 (89.0) △[3.2]	$\chi^2(2)=31.426$ p=0.000**
出所後の仕事のめどが立っていますか	176 (78.9) △[2.9]	219 (58.6) ▼[-5.7]	897 (72.6) △[2.8]	$\chi^2(2)=35.805$ p=0.000**
誰か頼れる人がいますか	200 (89.7) △[5.2]	234 (62.6) ▼[-6.6]	951 (76.9) △[2.0]	$\chi^2(2)=59.564$ p=0.000**
できれば出所後も日本で生活したいと思いますか	43 (19.3)	74 (19.8) ▼[-2.3]	331 (26.8) △[3.4]	$\chi^2(2)=11.263$ p=0.000**

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 数値は、各質問項目について、「はい」と回答したものを示す。

3 ( )内は、調査対象者総数に対する比率を示し、[ ]内は調整済残差を示す。

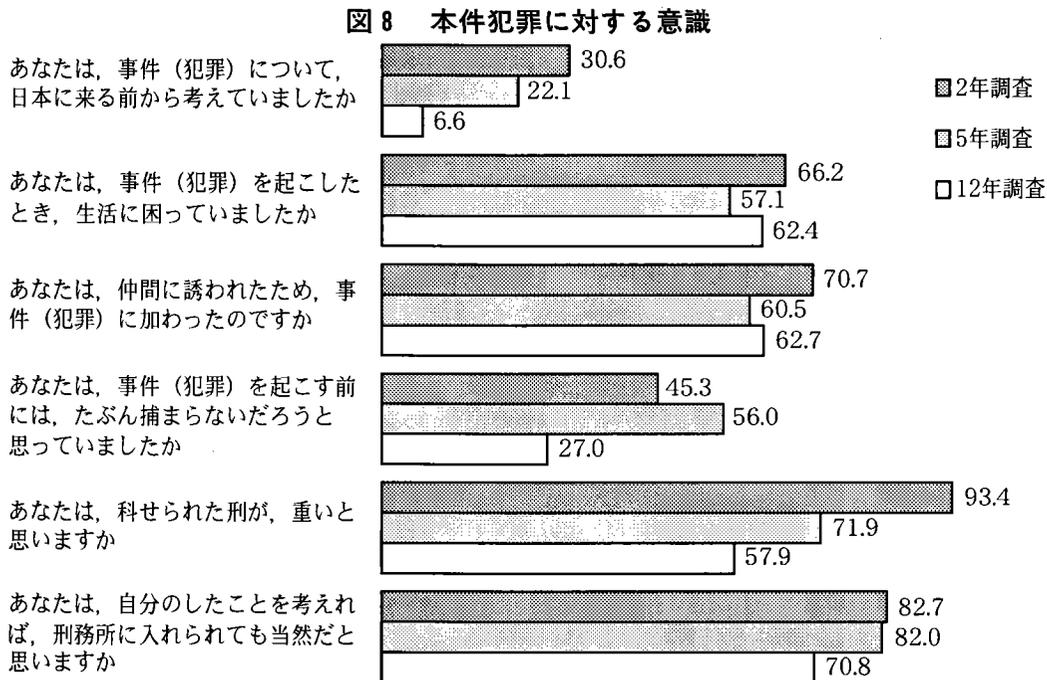
4 「検定結果」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で、有意差が見られることを示す。

5 残差分析の結果、△は期待値よりも有意に多いこと、▼は期待値よりも有意に少ないことを示す。

6 12年調査の「…」は、質問内容を一部変更したため、比較していないことを表す。

## ア 本件犯罪に関する事項

図8は、質問項目のうち、本件犯罪に関するものについて、「はい」と答えた者の比率をグラフで示したものである。



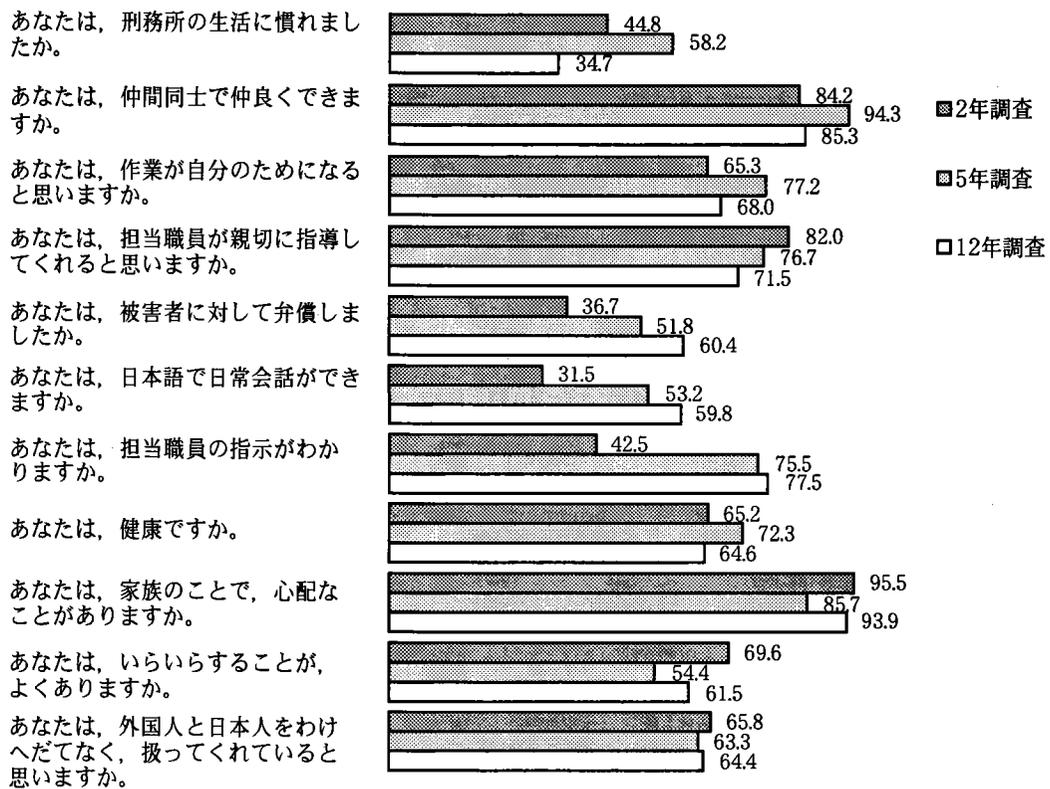
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 回答のあった者のうち、「はい」と回答した者の比率である。  
 3 無回答を除く。

来日前から犯罪について考えていた者、犯罪を起こしても捕まらないだろうと思った者、科せられた刑が重いとする者の比率は、12年調査が過去2回のいずれの調査に比べても、低くなっている。一方、犯行時生活に困っていた者及び仲間に誘われて犯罪を起こした者の比率は、3回の調査を通じて大きな変化はない。

## イ 受刑生活に関する事項

図9は、質問項目のうち、受刑生活に関連するものについて、「はい」と答えた者の比率をグラフで示したものである。

図9 受刑生活に対する意識



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 回答のあった者のうち、「はい」と回答した者の比率である。

3 「分からない」と回答した者及び無回答を除く。

「刑務所の生活に慣れましたか」との問いに、「はい」と回答した者は、2年調査が44.8% (94人) であり、5年調査では58.2% (181人) といった13.4ポイント上がったものの、12年調査では再び34.7% (366人) と23.5ポイント低くなっている。

「担当職員の指示がわかりますか」との問いに、「はい」と回答した者は、2年調査42.5% (88人) から5年調査75.5% (228人) の間では33.0ポイントの上昇しており、12年調査では77.5% (804人) と、5年調査よりさらに2.0ポイント高くなった。

ちなみに、「日本語で日常会話ができますか」との問いに対して、「はい」と答えた者は59.8% (660人) であり、職員の指示が理解できるとする者の比率との間に約18ポイントの差があるが、この差が翻訳・通訳といった意思疎通のための補助手段を講じている成果と考えられる。

担当職員の指示が分からないと回答した者は22.5% (233人) であるが、これを言語別に見ると、中国語64人 (使用言語とする調査対象者のうちの15.9%)、ペルシャ語40人 (同23.4%)、韓国・朝鮮語26人 (同32.5%)、スペイン語25人 (同37.3%)、英語20人 (同36.4%)、ポルトガル語12人 (同15.0%)、ヴェトナム語10人 (同24.4%) 等となっている。

また、「作業が自分のためになると思いますか」との問いに、「はい」と回答した者は、12年調査では68.0% (700人) であり、2年調査では65.3% (139人)、5年調査では77.2% (244人) と、回答者総数のおおむね7割の者が有益であると回答している。

「家族のことで、心配なことがありますか」との問いに、「はい」と回答した者は、2年調査では95.5% (210人) であったが、5年調査は85.7% (276人) と、約10ポイント低下した。しかし、12年調査では93.9% (1,131人) と、再び上昇し、大部分の者が、家族の安否を気遣いながら異国での収容生活を送っている

様子がうかがえる。

「いらいらすることが、よくありますか」との問いに、「はい」と回答した者は、2年調査は69.6%(149人)、5年調査は54.4%(166人)、12年調査では61.5%(671人)と、いずれの調査でも回答者総数の半数を超えている。

表38は、「食事の量についてどう思いますか」と尋ねた結果を示したものである。12年調査では、2年調査及び5年調査における質問内容を変更し、食事の量が適当であるか否かを尋ねるのみにとどまらず、「多い」及び「少ない」との選択肢を加えることで選択の幅を広げた。その結果、「少ない」と回答した者が694人と、回答者総数の半数を超え、「適当である」と回答した者は431人(35.8%)にとどまっている。

表38 食事の量について

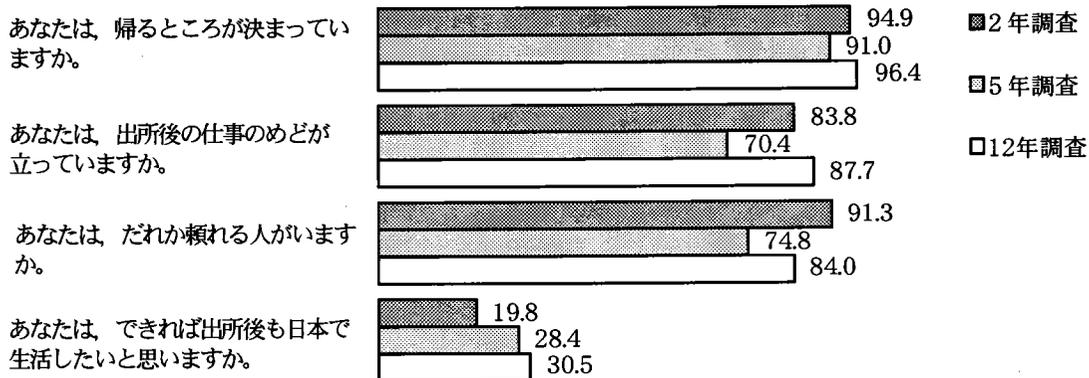
食事の量	人 員	構 成 比
総 数	1,204	100.0
多 い	30	2.5
少 な い	694	57.6
適 当	431	35.8
分 か ら な い	49	4.1

注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 無回答を除く。

#### ウ 出所後の生活に関する事項

図10は、出所後の生活に関する事項について、「はい」と回答した者の比率を見たものである。

図10 出所後の生活に対する意識



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 回答のあった者のうち、「はい」と回答した者の比率である。  
3 「分からない」と回答した者及び無回答を除く。

「あなたは、帰る所が決まっていますか」との問いに、「はい」と回答した者は、2年調査、5年調査及び12年調査で、それぞれ90%以上の高率である。また、出所後の仕事のめどが立っている者や頼れる人がいるとした者が、5年調査よりも、それぞれ17.3ポイント、9.2ポイント上昇していることが分かる。

なお、12年調査で「できれば出所後も日本で生活したいと思いますか」との問いに、「はい」と回答した者は、2年調査、5年調査そして12年調査と、年を追うごとに上昇している。

#### (2) 12年調査新規項目

##### ア 刑務所の有用性に関する事項

「自分が再び事件（犯罪）を起こさないようにするための、特別な教育（指導）を受けたことがありますか」との問いに、「はい」と回答した者は486人（回答者総数の41.9%）であり、「いいえ」は555人（同47.9%）、「分からない」は118人（同10.2%）となっている。

また、「刑務所を出てから、自分がまた事件（犯罪）を起こすかもしれないと思いますか」との問いに、「はい」と回答した者は17人（回答者総数の1.4%）、「いいえ」1,106人（同92.2%）、「分からない」77人（同6.4%）となっている。

#### イ 母国における受刑に関する事項

表39は、日本で言い渡された刑につき、母国で服役することに対する希望の有無及び希望理由について尋ねた結果を見たものである。

表39 母国での受刑希望の有無・その理由

母国での受刑希望の有無	人 員	構成比
総 数	1,091	100.0
は い	472	43.3
日本の刑務所での生活が辛い	145	13.3
社会復帰の準備がしやすい	110	10.1
その他	170	15.6
い い え	325	29.8
母国の刑務所での生活が辛い	36	3.3
社会復帰の準備がしやすい	92	8.4
その他	141	12.9
分 か ら な い	294	26.9

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不明を除く。

「もし、母国に移送の上、日本で言い渡された刑を服役できるとしたら、これを希望しますか」との問いに、「はい」と回答した者は472名（回答者総数の43.3%）であり、「いいえ」と回答した者325人（同29.8%）を147人（13.5ポイント）上回っている。

表40は、地域別に母国への移送・受刑の希望の有無を見たものであるが、欧米地域では母国への移送・受刑を希望する者が有意に多くなっている。

表40 地域別母国での受刑希望の有無

地域	総数	母国への移送・受刑を望むか			$\chi^2$ 値
		はい	いいえ	分からない	
総数	1,087 (100.0)	470 (43.2)	324 (29.8)	293 (27.0)	$\chi^2(6) = 63.958$ $p = 0.000^{**}$
アジア	863 (100.0)	357 (41.4) ▼[-2.4]	244 (28.3) ▼[-2.2]	262 (30.4) △[5.0]	
欧米	63 (100.0)	45 (71.4) △[4.7]	6 (9.5) ▼[-3.6]	12 (19.0)	
中南米	52 (100.0)	29 (55.8)	16 (30.8)	7 (13.5) ▼[-2.2]	
その他	109 (100.0)	39 (35.8)	58 (53.2) △[5.6]	12 (11.0) ▼[-4.0]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「判定」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

母国での受刑を希望する者について、その理由を尋ねたところ、総数では、「日本の刑務所での生活が辛い」と回答した者が145人（希望する者のうちの30.7%）、「母国の方が社会復帰のための準備がしやすい」110人（同23.3%）、「その他」170人（36.0%）となっており、地域別での統計上の有意差は認められなかった。

#### 4 矯正処遇の効果とその影響因子

本節では、調査によって収集された各種データを統計的手法を用いて分析することを通して、F級受刑者に対する矯正処遇の効果に影響を与えている因子を探索することとする。

改めて言うまでもなく、F級受刑者に対する処遇の目的は、他の収容分類級に属する受刑者と同様に、「改善更生」及び「社会復帰」にあることは疑いなく、その更生の足掛かりの一つとなるのが、自らが犯した罪を悔いる気持ち（以下、「罪障感」という。）だと思われることから、調査対象者に対して行われた質問の「あなたは、刑務所に入ってから、事件（犯罪）を起こしたことは悪いことだったと反省できるようになりましたか」を罪障感の指標とした。

##### (1) 犯行動機・誘因・逮捕の可能性

###### ア 罪名・来日目的

来日目的と罪障感との間に統計上の関連は認められなかった。

罪名と罪障感との関連についても、統計上の有意な関連までは認められなかったものの、総数では反省しているものが93.7%であり、他の罪名に比較して、窃盗、詐欺、強制わいせつでは「反省している」とする者の比率が、強姦、傷害、麻薬取締法では「反省していない」とする者の比率が高くなっている（表41）。

表41 罪名別・事件の反省の有無

罪 名	総 数	事 件 の 反 省			検定結果
		反省して い る	反省して い ない	分からない	
総 数	1,199 (100.0)	1,123 (93.7)	42 (3.5)	34 (2.8)	
刑 法 犯	712 (100.0)	672 (94.4)	21 (2.9)	19 (2.7)	
殺 人	85 (100.0)	76 (89.4)	5 (5.9)	4 (4.7)	
強 盗	203 (100.0)	192 (94.6)	6 (3.0)	5 (2.5)	
傷 害	28 (100.0)	26 (92.9)	1 (3.6)	1 (3.6)	
窃 盗	285 (100.0)	276 (96.8)	4 (1.4)	5 (1.8)	
詐 欺	14 (100.0)	14 (100.0)	—	—	
強 姦	9 (100.0)	6 (66.7)	2 (22.2)	1 (11.1)	(m) p=0.099
強制わいせつ	5 (100.0)	5 (100.0)	—	—	
そ の 他	83 (100.0)	77 (92.8)	3 (3.6)	3 (3.6)	
特 別 法 犯	487 (100.0)	451 (92.6)	21 (4.3)	15 (3.1)	
麻薬取締法	97 (100.0)	90 (92.8)	7 (7.2)	—	
覚せい剤取締法	171 (100.0)	160 (93.6)	6 (3.5)	5 (2.9)	
入 管 法	121 (100.0)	113 (93.4)	3 (2.5)	5 (4.1)	
そ の 他	98 (100.0)	88 (89.8)	5 (5.1)	5 (5.1)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の(m)は、モンテカルロ法によるものであることを示す。

4 ( )内は、構成比である。

## イ 犯行形態等

表42は、犯行決意の時期（問い「あなたは、事件（犯罪）を日本で起こすことについて、日本に来る前から考えていましたか」と罪障感との関連を見たものである。来日後に犯行を決意したとする者は、服役後に罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表42 犯罪決意時期別・事件の反省の有無

犯罪決意時期	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,192 (100.0)	1,116 (93.6)	42 (3.5)	34 (2.9)	(m) p=0.000**
来日前	80 (100.0)	70 (87.5) ▼[-2.3]	7 (8.8) △[2.6]	3 (3.8) 0.5	
来日後	1,066 (100.0)	1,009 (94.7) △[4.2]	33 (3.1) ▼[-2.3]	24 (2.3) ▼[-3.6]	
分からない	46 (100.0)	37 (80.4) ▼[-3.7]	2 (4.3) 0.3	7 (15.2) △[5.1]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の (m) は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

表43は、犯行時の経済的困窮の度合い（問い「あなたは、事件（犯罪）を起こしたとき、経済的に困っていましたか」と罪障感との関連について見たものである。犯行時、経済的に困窮していたとする者は、服役後に罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表43 経済的困窮別・事件の反省の有無

経済的困窮	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,173 (100.0)	1,098 (93.6)	41 (3.5)	34 (2.9)	(m) p=0.000**
困っていた	731 (100.0)	701 (95.9) △[4.1]	14 (1.9) ▼[-3.8]	16 (2.2)	
困っていなかった	372 (100.0)	335 (90.1) ▼[-3.4]	25 (6.7) △[4.1]	12 (3.2)	
分からない	70 (100.0)	62 (88.6)	2 (2.9)	6 (8.6) △[2.9]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の (m) は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

表44は、仲間の勧誘の存在（問い「あなたは、仲間に誘われたため、事件（犯罪）に加わったのですか」）と罪障感との関連について見たものである。犯行について仲間から勧誘されたとする者は、服役後に罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表44 仲間の勧誘の有無別事件の反省の有無人員

仲間の勧誘	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,168 (100.0)	1,094 (93.7)	42 (3.6)	32 (2.7)	(m) p=0.000**
あった	734 (100.0)	704 (95.9) △[4.1]	16 (2.2) ▼[-3.4]	14 (1.9) ▼[-2.3]	
なかった	376 (100.0)	342 (91.0) ▼[-2.6]	25 (6.6) △[3.9]	9 (2.4)	
分からない	58 (100.0)	48 (82.8) ▼[-3.5]	1 (1.7)	9 (15.5) △[6.1]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の (m) は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

#### ウ 判決への不満・不服申立て

(処遇担当職員から見た)判決に対する不満の表明、犯罪の組織性及び犯罪の常習性と罪障感との間には、統計上の有意な関連は見られなかった。

また、不服申立ての有無と罪障感の間にも、統計上の有意な関連は認められなかったが、服役後、反省するようになったとする者が、それ以外の者より、不服申立てを行っていない者で多くなっていることが分かった。

なお、「自分のしたことを考えれば、刑務所に入れられても、当然だと思いますか」と罪障感の間には有意差 ( $\chi^2(1)=35.820, p<0.00$ ) が認められ、服役を当然とする者は、罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

#### (2) 服役態度・服役中の協調性・職員の態度に対する評価

##### ア 服役生活への順応・他の受刑者との協調性

「刑務所の生活に慣れましたか」と罪障感の間には、有意差 ( $\chi^2(1)=5.981, p<0.05$ ) が認められ、慣れたとする者は罪障感が芽生えたとするもので有意に多くなっている。

また、(処遇担当職員から見た)日本人受刑者との共同生活での円滑度と罪障感の間にも統計上の有意差が認められ、自らの罪を服役後に感じるようになったとする者は、共同生活を円滑に行っていると評価されている者で有意に多くなっている (表45)。

表45 日本人受刑者との共同生活の可否別・事件の反省の有無

日本人受刑者との 共同生活	総数	事件の反省			検定結果
		反省 している	反省 していない	分からない	
総数	1,190 (100.0)	1,115 (93.7)	41 (3.4)	34 (2.9)	(m) p=0.026*
できる	410 (100.0)	396 (96.6) △[3.0]	5 (1.2) ▼[-3.1]	9 (2.2)	
できない	168 (100.0)	152 (90.5)	7 (4.2)	9 (5.4) △[2.1]	
どちらともいえない	480 (100.0)	444 (92.5)	23 (4.8) △[2.1]	13 (2.7)	
分からない	132 (100.0)	123 (93.2)	6 (4.5)	3 (2.3)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

表46は、「あなたは、(刑務所の)仲間同士で仲良くできますか」と尋ねた結果と、罪障感との関連について見たものである。仲間同士で仲良くできるとする者は服役後に罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表46 他の受刑者との折合いの良否別・事件の反省の有無

他の受刑者との折り合い	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,172 (100.0)	1,098 (93.7)	41 (3.5)	33 (2.8)	$\chi^2(4) = 31.767$ $p = 0.000^{**}$
仲良くできる	836 (100.0)	801 (95.8) $\Delta[4.7]$	21 (2.5) $\nabla[-2.9]$	14 (1.7) $\nabla[-3.7]$	
仲良くできない	145 (100.0)	126 (86.9) $\nabla[-3.6]$	13 (9.0) $\Delta[3.8]$	6 (4.1)	
分からない	191 (100.0)	171 (89.5) $\nabla[-2.6]$	7 (3.7)	13 (6.8) $\Delta[3.6]$	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「判定」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 4 [ ]内は、調整済残差であり、 $\Delta$ は期待値より有意に多いことを、 $\nabla$ は期待値より有意に少ないことを示す。  
 5 ( )内は、構成比である。

#### イ F級受刑者の日本語理解力・職員の態度に対する評価

罪障感と、「あなたは、日本語で日常会話ができますか」との問いに対する回答結果の関連を見たが、統計上の有意差は認められなかった。また、(処遇担当職員から見た)日本語の読み書きに関する能力の程度と罪障感との間にも統計上の有意な関連は見られなかった。

表47は、罪障感と、「あなたは、担当職員の指示がわかりますか」との問いの間の関連を見たものである。職員の指示が理解できるとする者は罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

なお、表48は、(処遇担当職員から見た)F級受刑者の改悛の程の程度(問い「改悛の情が認められますか」と、職員の指示の理解状況(問い「あなたは、担当職員の指示がわかりますか」と)との間の関連を見たものである。改悛の情が「やや認められる」とされた者は担当職員の指示が理解できるとする者で有意に多くなっており、職員の指示が理解されているか否かは処遇効果を考える上での一つの重要な指標だということがうかがえる。

表47 事件の反省の有無別・担当職員指示の理解の有無

事件の反省	総数	担当職員の指示は理解できるか			検定結果
		理解できる	理解できない	分からない	
総数	1,160 (100.0)	791 (68.2)	230 (19.8)	139 (12.0)	(m) p=0.002**
反省している	1,086 (100.0)	751 (69.2) △[2.7]	209 (19.2)	126 (11.6)	
反省していない	41 (100.0)	28 (68.3)	10 (24.4)	3 (7.3)	
分からない	33 (100.0)	12 (36.4) ▼[-4.0]	11 (33.3) △[2.0]	10 (30.3) △[3.3]	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。  
 5 ( )内は、構成比である。

表48 改悛の情別・担当職員指示の理解の有無

改悛の情	総数	担当職員の指示は理解できるか			検定結果
		理解できる	理解できない	分からない	
総数	1,173 (100.0)	797 (67.9)	233 (19.9)	143 (12.2)	$\chi^2(8) = 22.599$ p=0.003**
大いに認められる	116 (100.0)	88 (75.9)	12 (10.3) ▼[-2.7]	16 (13.8)	
やや認められる	437 (100.0)	320 (73.2) △[3.0]	71 (16.2) ▼[-2.4]	46 (10.5)	
余り認められない	247 (100.0)	150 (60.7) ▼[-2.7]	60 (24.3) △[2.0]	37 (15.0)	
認められない	128 (100.0)	83 (64.8)	31 (24.2)	14 (10.9)	
分からない	245 (100.0)	156 (63.7)	59 (24.1)	30 (12.2)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「検定結果」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。  
 5 「改悛の情」とは、F級受刑者を処遇する担当職員から見た改悛の情が認められる程度をいう。  
 6 ( )内は、構成比である。

これらの分析結果から、何らかの手段・方法によって、職員の指示を理解できるような環境が作られていることが、彼らの罪障感の醸成という課題に関しては、かなり重要な意味をもっていることがおおよそ理解できるように思う。

表49は、「あなたは、担当職員が親切に指導してくれると思いますか」と尋ねた結果と、罪障感の関連について見たものである。親切に指導してくれるとする者は、服役後に罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表49 担当職員の指導態度別・事件の反省の有無

担当職員の指導は親切か	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,172 (100.0)	1,097 (93.6)	41 (3.5)	34 (2.9)	$\chi^2(4) = 32.478$ $p = 0.000^{**}$
親切である	654 (100.0)	628 (96.0) $\Delta[3.8]$	18 (2.8)	8 (1.2) $\nabla[-3.8]$	
親切ではない	261 (100.0)	232 (88.9) $\nabla[-3.5]$	19 (7.3) $\Delta[3.8]$	10 (3.8)	
分からない	257 (100.0)	237 (92.2)	4 (1.6)	16 (6.2) $\Delta[3.6]$	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「判定」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 4 [ ]内は、調整済残差であり、 $\Delta$ は期待値より有意に多いことを、 $\nabla$ は期待値より有意に少ないことを示す。  
 5 ( )内は、構成比である。

#### ウ 規律違反行為、作業態度等施設内での行動

表50は、罪障感と、懲罰歴の有無との関連を見たものである。統計上の関連は認められなかったものの、反省していると答えた者は懲罰歴のない者で多くなっている。

表50 事件の反省の有無別・懲罰の有無

事件の反省	総数	懲罰の有無		検定結果
		なし	あり	
総数	1,110 (100.0)	786 (70.8)	324 (29.2)	(m) p=0.059
反省している	1,043 (100.0)	745 (71.4)	298 (28.6)	
反省していない	41 (100.0)	28 (68.3)	13 (31.7)	
分からない	26 (100.0)	13 (50.0)	13 (50.0)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「検定結果」欄の(m)は、モンテカルロ法によるものであることを示す。  
 4 ( )内は、構成比である。

また、以下の項目と罪障感との間での統計上の関連を見たが、いずれの項目との間にも有意な関連は認められなかった。

- ・ 職員の指示に対する姿勢（問い「職員の意思が正しく伝わらないために、問題を生じたことがありますか」）,
- ・ 教化活動受講種目としての、日本語教育の受講の有無
- ・ 作業態度
- ・ （担当職員が認知した）食事に対する不満

### (3) 刑務所の有用性

#### ア 再犯防止教育の受講

表51は、「あなたは、自分が再び事件（犯罪）を起こさないようにするための、特別な教育（指導）を受けたことがありますか」と尋ねた結果と、罪障感の関連について見たものである。特別な教育を受けたとする者は服役後に罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表51 再犯防止教育の有無別・事件の反省の有無

再犯防止教育	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,147 (100.0)	1,074 (93.6)	40 (3.5)	33 (2.9)	(m) p=0.000**
受けた	480 (100.0)	467 (97.3) △[4.3]	8 (1.7) ▼[-2.9]	5 (1.0) ▼[-3.2]	
受けていない	551 (100.0)	508 (92.2)	30 (5.4) △[3.5]	13 (2.4)	
分からない	116 (100.0)	99 (85.3) ▼[-3.9]	2 (1.7)	15 (12.9) △[6.8]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

## イ 刑務作業

表52は、「あなたは、作業が自分のためになると感じますか」と尋ねた結果と、罪障感の関連について見たものである。作業が有益であるとする者は服役後に罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表52 刑務作業の有益別・事件の反省の有無

刑務作業は有益か	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,183 (100.0)	1,108 (93.7)	41 (3.5)	34 (2.9)	$\chi^2(4) = 21.908$ $p = 0.000^{**}$
有益である	690 (100.0)	663 (96.1) $\Delta[4.1]$	18 (2.6)	9 (1.3) $\nabla[-3.8]$	
有益ではない	315 (100.0)	286 (90.8) $\nabla[-2.4]$	16 (5.1)	13 (4.1)	
分からない	178 (100.0)	159 (89.3) $\nabla[-2.6]$	7 (3.9)	12 (6.7) $\Delta[3.4]$	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「判定」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、 $\Delta$ は期待値より有意に多いことを、 $\nabla$ は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

#### ウ 刑務所生活に対する意見等

表53は、F級受刑者の刑務所での生活に対する処遇担当職員の意見内容と罪障感の関連を見たものである。処遇担当職員から刑務所に対して「不満をもっている」と評価されている者は服役後罪障感が芽生えたとする者で有意に少なくなっている。

表53 刑務所生活に対する意見別・事件の反省の有無

刑務所生活に対する意見	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,185 (100.0)	1,110 (93.7)	42 (3.5)	33 (2.8)	(m) p=0.012*
感謝している	85 (100.0)	83 (97.6)	1 (1.2)	1 (1.2)	
不満を持っている	145 (100.0)	129 (89.0) ▼[-2.5]	5 (3.4)	11 (7.6) △[3.8]	
この程度だと考えている	601 (100.0)	565 (94.0)	21 (3.5)	15 (2.5)	
分からない	354 (100.0)	333 (94.1)	15 (4.2)	6 (1.7)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の (m) は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*」は、有意水準5%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

表54は、「あなたは、刑務所での生活は、自分が再び事件(犯罪)を起こさないようにするため、役立っていると思いますか」と尋ねた結果と、罪障感との関連について見たものであるが、受刑生活が有益であるとする者は服役後に罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表54 刑務所生活の再犯防止有益別・事件の反省の有無

刑務所生活は 再犯防止に 役立っているか	総数	事件の反省			検定結果
		反省 している	反省 していない	分からない	
総数	1,183 (100.0)	1,108 (93.7)	41 (3.5)	34 (2.9)	(m) p=0.000**
役立っている	930 (100.0)	897 (96.5) △[7.6]	20 (2.2) ▼[-4.7]	13 (1.4) ▼[-5.8]	
役立っていない	121 (100.0)	99 (81.8) ▼[-5.6]	17 (14.0) △[6.7]	5 (4.1)	
分からない	132 (100.0)	112 (84.8) ▼[-4.4]	4 (3.0)	16 (12.1) △[6.7]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の (m) は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

#### エ 再犯の可能性についての認識

表55は、「あなたは、刑務所を出てから、自分がまた事件(犯罪)を起こすかもしれないと思いますか」との問いに対する回答結果と、罪障感との関連を見たものである。服役後に事件のことを反省したとする者は出所後再犯するとは思わないとする者で有意に多くなっている。

表55 事件の反省の有無別・再犯可能性の有無

出所後、また事件を起こすと思うか	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,182 (100.0)	1,109 (93.8)	39 (3.3)	34 (2.9)	(m) p=0.000**
思う	17 (100.0)	14 (82.4) ▼[-2.0]	2 (11.8) △[2.0]	1 (5.9)	
思わない	1,090 (100.0)	1,032 (94.7) △[4.2]	37 (3.4)	21 (1.9) ▼[-6.7]	
分からない	75 (100.0)	63 (84.0) ▼[-3.7]	—	12 (16.0) △[7.0]	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答・不明を除く。

3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。

4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。

5 ( )内は、構成比である。

#### (4) 出所後の生活展望・被害者への弁償

##### ア 帰住先の環境・生活設計等

表56は、「あなたは、家族のことで、心配なことがありますか」と尋ねた結果と、罪障感の関連を見たものである。家族に関して心配事があるとする者は服役後罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表56 事件の反省の有無別・家族の心配事の有無

家族の心配事	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,195 (100.0)	1,120 (93.7)	41 (3.4)	34 (2.8)	(m) p=0.000**
心配事あり	1,109 (100.0)	1,048 (94.5) △[4.0]	33 (3.0) ▼[-3.1]	28 (2.5) ▼[-2.4]	
心配事なし	73 (100.0)	65 (89.0)	7 (9.6) △[3.0]	1 (1.4)	
分からない	13 (100.0)	7 (53.8) ▼[-6.0]	1 (7.7)	5 (38.5) △[7.8]	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「検定結果」欄の (m) は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。  
 5 ( )内は、構成比である。

表57は、「あなたは、出所後の仕事のめどが立っていますか」と尋ねた結果と、罪障感の関連を見たものである。仕事のめどが立っているとする者は服役後罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

さらに、「あなたは、帰る所が決まっていますか」と尋ねた結果と罪障感との関連についても、統計上の有意差が認められ、帰る所が決まっているとする者は服役後罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている(表58)。

表57 事件の反省の有無別・出所後の仕事

出所後の仕事	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,178 (100.0)	1,102 (93.5)	42 (3.6)	34 (2.9)	(m) p=0.000**
決まっている	877 (100.0)	830 (94.6) △[2.6]	33 (3.8)	14 (1.6) ▼[-4.5]	
決まっていない	125 (100.0)	114 (91.2)	5 (4.0)	6 (4.8)	
分からない	176 (100.0)	158 (89.8) ▼[-2.2]	4 (2.3)	14 (8.0) △[4.4]	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。  
 5 ( )内は、構成比である。

表58 事件の反省の有無別・帰住先

帰住先	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,182 (100.0)	1,106 (93.6)	42 (3.6)	34 (2.9)	(m) p=0.000**
決まっている	1,075 (100.0)	1,018 (94.7) △[5.0]	36 (3.3)	21 (2.0) ▼[-6.0]	
決まっていない	40 (100.0)	34 (85.0) ▼[-2.2]	4 (10.0) △[2.2]	2 (5.0)	
分からない	67 (100.0)	54 (80.6) ▼[-4.5]	2 (3.0)	11 (16.4) △[6.8]	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「検定結果」欄の(m)は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。  
 5 ( )内は、構成比である。

表59は、「あなたは、誰か頼れる人がいますか」と尋ねた結果と罪障感との関連を見たものである。頼れる人がいるとする者は、服役後の罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表59 事件の反省の有無別・頼れる人の有無

頼れる人はいるか	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,176 (100.0)	1,101 (93.6)	41 (3.5)	34 (2.9)	(m) p=0.000**
いる	936 (100.0)	887 (94.8) △[3.2]	29 (3.1)	20 (2.1) ▼[-3.0]	
いない	176 (100.0)	158 (89.8) ▼[-2.3]	11 (6.3) △[2.2]	7 (4.0)	
分からない	64 (100.0)	56 (87.5) ▼[-2.1]	1 (1.6)	7 (10.9) △[4.0]	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「検定結果」欄の (m) は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示し、「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 4 [ ]内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に多いことを、▼は期待値より有意に少ないことを示す。  
 5 ( )内は、構成比である。

#### イ 被害者に対する弁償

表60は、「あなたは、被害者に対して弁償しましたか」と尋ねた結果と罪障感との関連について見たものである。弁償をしたとする者は、服役後に罪障感が芽生えたとする者で有意に多くなっている。

表60 被害者弁償の有無別・事件の反省の有無

被害者弁償	総数	事件の反省			検定結果
		反省している	反省していない	分からない	
総数	1,121 (100.0)	1,050 (93.7)	38 (3.4)	33 (2.9)	$\chi^2(6)=58.615$ $p=0.000**$
弁償した	474 (100.0)	460 (97.0) $\Delta[4.0]$	9 (1.9) $\nabla[-2.4]$	5 (1.1) $\nabla[-3.2]$	
弁償していない	310 (100.0)	288 (92.9)	16 (5.2) $\Delta[2.0]$	6 (1.9)	
分からない	165 (100.0)	142 (86.1) $\nabla[-4.3]$	4 (2.4)	19 (11.5) $\Delta[7.1]$	
被害者なし	172 (100.0)	160 (93.0)	9 (5.2)	3 (1.7)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 無回答・不明を除く。  
 3 「判定」欄の「\*\*」は、有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。  
 4 [ ]内は、調整済残差であり、 $\Delta$ は期待値より有意に多いことを、 $\nabla$ は期待値より有意に少ないことを示す。  
 5 ( )内は、構成比である。

なお、量刑に関する評価（問い「あなたは、科せられた刑が、重いと思いますか」）及び母国での受刑希望（問い「あなたは、日本での受刑中に母国に移送され、その刑務所で残りの刑に服することができるとしたら、これを希望しますか」）と、罪障感との間に有意な関連は認められなかった。

#### (5) ロジスティック回帰分析

前述した分析によって、罪障感との関連が明らかになった項目のうち、調査対象者自身が回答を行った項目のいずれが有意な予測変数であるかを調べるため、罪障感(従属変数)と、本人自らが回答を行った有意な17の関連項目(独立変数)について、ロジスティック回帰を使用して分析することとした。なお、モデルを分かりやすく示すため、各質問項目の「分からない」は欠損値として処理を行い、「はい」及び「いいえ」の二分割になるようにした。

表61は、予測(回帰)式、有意であるとされた項目(独立変数)及びその有意確率(P値)並びにオッズ比を示したものである。

有意な予測変数とされたのは、①刑務所での生活は、再犯防止に役立っているか（問い「あなたは、刑務所での生活は、自分が再び事件(犯罪)を起こさないようにするため、役立っていると思いますか」）②犯行時、経済的に困っていたか（問い「あなたは、事件(犯罪)を起こしたとき、経済的に困っていましたか」）、③出所後、再犯の可能性はあるか（問い「あなたは、刑務所を出てから、自分がまた事件(犯罪)を起こすかもしれないと思いますか」）、④作業は有益か（問い「あなたは、作業が自分のためになると思いますか」）、及び⑤事件(犯罪)は、来日前から考えていたか（問い「あなたは、事件(犯罪)を日本で起こすことについて、日本に来る前から考えていましたか」）の5つである。

表61 ロジスティック回帰式

## ① モデル

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名(変数の概要)			
1	問26 刑務所での生活は、再犯防止に役立っているか(なし/あり)	2.041	0.097	7.696
2	問2 犯行時、経済的に困っていたか(なし/あり)	-3.533	0.004	0.029
3	問25 出所後、再犯の可能性はあるか(なし/あり)	-1.754	0.033	0.173
4	問10 作業は有益か(なし/あり)	3.276	0.052	26.473
5	問1 事件(犯罪)は、来日前から考えていたか(なし/あり) [定数項]	-2.710 0.579	0.001	0.067

## ② 予測分類表

ステップ	観測値	予測値			寄与率 (R <sup>2</sup> )
		事件の 反省あり	事件の 反省なし	正分類率 (%)	
5	事件の反省あり	233	3	98.7	0.476
	事件の反省なし	7	4	36.4	
	総数(%)			96.0	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 モデルを作成するに当たり、クロス集計分析の結果、有意水準5%以下で有意であった変数を投入した。

## 第3 まとめ

これまでの分析の結果をまとめると、おおよそ以下のとおりとなる。

## 1 F級受刑者の犯罪の特徴

2年調査、5年調査及び12年調査と、回を追うごとに刑法犯の占める割合が高くなっており、12年調査では全体の約6割に達している。罪名別に見ると、窃盗23.4%、強盗16.7%、殺人7.3%の順となっている。

## 2 年齢・在留形態・在留期間

12年調査では、過去2回の同種調査に比べて、調査時点での調査対象者の年齢層は高くなっているのが特徴である。

在留形態別では、不法残留18.2%、不法入国又は不法上陸13.1%と、5年調査に比べると、不法残留は約24ポイント減少、不法入国又は不法上陸は約6ポイント減少している。

また、犯罪を行う目的をもって入国した者は5年調査時より20ポイント以上低下している。

在留期間が2年を超えるとする者は、5年調査では23.3%であったが、12年調査では63.3%にまで達しており、在留期間の長期化傾向が一層はっきりと現れている。

### 3 国籍等

いずれの調査でも、アジア地域の出身者が全体の7割を超えているが、近年、ブラジル、ペルー等の南アメリカ地域出身者の占める割合が高くなっており、今回の調査では13.4%となっている。

国籍等の種類も45となり、5年調査時より8増えている。

調査対象者数からみて、上位10位以内に入る国等について、罪名との関連をみると、窃盗はヴェトナム、中国及び韓国・朝鮮、強盗はペルー及びブラジル、詐欺はマレーシア、殺人はタイ及びフィリピン、傷害は韓国・朝鮮、強姦はペルー及びブラジルがそれぞれ有意に多くなっている。

犯行動機と国籍等との関連について見ると、利欲等、経済的欲求は中国、精神的葛藤はタイ、フィリピン及び韓国・朝鮮がそれぞれ有意に多くなっている。

全調査対象者の中で、共犯者ありとするもの（複数犯率）は、中国及びブラジルが有意に多くなっている。

共犯者の国籍を見ると、5年調査に比べて、共犯者が同国人であるとしたものは15.1ポイント減少しており、一方、共犯者が日本人であるとしたものは18.9%となっている。

被害者の国籍等と罪名との関連では、日本人が被害者として含まれる可能性が有意に多くなっているのは窃盗であり、逆に、有意に少なくなっているのは殺人、傷害及び麻薬取締法違反である。

### 4 家族関係等

（内縁関係を含み）配偶者ありとした者は全体の57.7%である。また、家族との関係については、「良好・普通」としたものが2年調査及び5年調査時から約20ポイント低下しており、家族との間に問題を抱える者の増加をうかがわせる。

### 5 服役態度

懲罰を受けたことがあるとする者は29.1%であり、5年調査時より約13ポイント低下している。ちなみに、平成12年のF級受刑者の懲罰者率は、その他の受刑者の懲罰者率よりも約13ポイント低い。

一般工場に出て作業している者の比率は90.9%となっており、5年調査時とほぼ同率であるが、独居室内又は養護工場での就業はそれぞれ約1ポイント減少している。作業態度については、「良好」及び「普通」が92.5%と、2年調査時と同様の高い値となっている。

信書の発・受信及び面会が共になくは5.3%で、5年調査時から2.4ポイント高くなっており、国籍等別に見ると、韓国・朝鮮及びヴェトナムが有意に多くなっている。

（職員が）食事に関する不満を聞いたことがあるとする者は15.2%で、国籍等別に見ると、イランが有意に多くなっている。

職員の指示に対して、「やや反抗的」及び「極めて反抗的」である者は8.4%にとどまっており、2年調査時から2.8ポイント減少している。

不服申立てをした者は7.4%で、2年調査時から約8ポイント低くなっており、国籍等別に見ると、イランが有意に多くなっている。

### 6 日本語理解力

日本語の日常会話について、職員から見て、「全くできない」及び「あまりできない」とされる者は44.5%であり、2年調査（76.2%）及び5年調査（57.3%）に比べれば少なくなっているものの、日本語を使用して意思疎通ができないとされる者は4割を超えている。

英語を普通以上に話せると見られている者は約18%で、2年調査(45.3%)、5年調査(37.2%)と次第に低下してきており、英語をコミュニケーション手段として利用できない者が増えていることが分かる。

施設で実施している日本語教育への参加状況をみると、「受けた」又は「受けている」は32.9%、「受ける予定である」は17.3%となっている。

## 7 犯罪、服役等に関する調査対象者自身の意識

今回実施したアンケート調査の結果の中で、2年調査及び5年調査と比べて、「はい」と回答する比率が有意に多くなっている質問項目は、「あなたは、被害者に対して弁償しましたか」であり、有意に少なくなっている質問項目は、「あなたは、事件(犯罪)を日本で起こすことについて、日本に来る前から考えていましたか」、「あなたは、事件(犯罪)を起こす前には、多分捕まらないだろうと思っていましたか」及び「あなたは、刑務所の生活に慣れましたか」である。

また、5年調査と比べて、「はい」と回答する比率が有意に多くなっている質問項目は、「あなたは、仲間に誘われたため、事件(犯罪)に加わったのですか」、「あなたは、家族のことで、心配なことがありますか」、「あなたは、帰る所が決まっていますか」、「あなたは、出所後の仕事のめどが立っていますか」及び「あなたは、誰か頼れる人がいますか」であり、2年調査と比べて有意に多くなっている質問項目は、「あなたは、日本語で日常会話ができますか」及び「あなたは、担当職員の指示がわかりますか」である。

## 8 罪障感と関連のある事項

「あなたは、刑務所に入ってから、事件(犯罪)を起こしたことは悪いことだったと反省するようになりましたか」と尋ねた結果と、統計上有意な関連があるとされたものは、①罪種との関連では窃盗、②懲罰歴との関連では懲罰歴のないこと、③共同生活の状況との関連では円滑に生活を送っていること、④不服申立てとの関連では申立てをしていないこと、⑤刑務所に対する評価との関連では刑務所に対して感謝していること等17の事項である。

このうち、ロジスティック回帰分析によって、有意な予測変数とされたのは、①刑務所での生活は、再犯防止に役立っているか、②犯行時、経済的に困っていたか、③出所後、再犯の可能性はあるか、④作業は有益か、及び⑤事件(犯罪)は、来日前から考えていたか、の5つである。

本年9月末時点で、F級受刑者は全受刑者の4.3%に達しており、遠からず5%を超えることも予想される。しかも、数的に増加するというにとどまらず、国際的労働市場のグローバル化が一層進展する中で、質的にも多様性を増していこうことは容易に想像できる。

このような状況下において、彼らに対する処遇をこれまで以上に適正かつ効果的なものとしていくために当面解決しておくべき課題は何であろうか。

我が国で刑罰の執行を受ける立場にある限り、彼らに期待されるのは、改善・更生であり、社会復帰であることは疑いない。行刑施設から釈放された彼らの多くが出入国管理及び難民認定法の規定に従って強制退去となり、法的には再び我が国に入国する可能性はなくなるとしても、再犯の可能性のある者をそのまま国外に退去させるとなると、それを受け入れる国等との関係で条理上の問題が生じ得ると思われる上、我が国は四方を海に囲まれた島国であり、法的にはともかく、偽造パスポートを使って別人になりすます、密入国する、といった様々な方法によって、退去させられた者が事実上再び我が国への

入国を果たすことも全く不可能であるとまでは言えないからである。

調査対象となった者の90.9%が服役後に自らの罪を反省したとし、92.2%の者が再び犯罪に手を染めることはないだろうと回答している点からすると、その多くが改善・更生の可能性をもって出所していくことは疑いない事実である。しかしながら、出所後に保護観察を受けるわけでもなく、出国した彼らのための更生保護制度が用意されているわけでもないのであるから、社会での様々な誘惑や複雑な人間関係の中で再び犯罪への誘惑に負けるという可能性も少なくないように思われる。

こういった社会復帰を妨げる種々の誘惑、圧力等に抗して、自らの強い意思で更生を彼らに勝ち取らせるためには、これまで以上に強固な更生意欲の喚起が必要だと考えられる。

以上のような状況認識を踏まえ、前章では、更生意欲と表裏をなす罪障感と、それに関連をもつ事項の洗い出しを行ったわけであるが、その結果、多くの項目が罪障感と関連していること及び洗い出された項目相互間にも有意な関連があることが分かった。

もちろん、相互の統計的関連は因果関係を意味するものではないから、関連の認められる項目のいずれが原因であり、結果であるのか、また、両項目の間に別の因子が介在しているのか否かなどの点については今後の更なる分析と検討を待たなければならない。

ただ、現時点で思い切った想像をすることを許していただけるのなら、少なくとも以下のようなことはあながち的外れとまでは言えないのではなかろうか。

- ① 改悛の情又は罪障感は担当職員の指示の理解つまり職員との意思疎通がかぎとなっている。
- ② 職員との意思疎通が円滑に行われていれば、施設側の種々の働き掛け、刑務作業の有用性、刑務所生活の意義等を理解するようになる。
- ③ 家族の生活等に対する危惧や不安感は犯した罪に対する反省感を助長する。
- ④ 出所後の生活の目途、頼りにする人の存在も同様に罪障感を高める効果がある。

上記のような推論の合理性は、今後のF級受刑者に対する実際の処遇の過程で検証されることになろうが、仮に、F級受刑者の罪障感が前述したような項目の影響下で高められているとするなら、今後の処遇は、職員との意思疎通のためのインフラづくりを一層充実・強化させていく方向に進まなければならないと思われる。現在、行刑施設では、職員に対する語学研修のほか、外国語又はイラストを取り入れた所内生活の手引き等の製作、通訳・翻訳者の確保及び彼らに対する日本語教育について、可能な限りの取組がなされ、意思疎通を円滑に行うためのインフラ整備が進められているが、その整備に当たって留意しておくべきことは、意思疎通そのものが最終目的ではないということである。

彼らが、我が国の行刑の目的を理解し、服役生活に何らかの意義を感じるのは、単に職員の言っていることが分かるからではなく、意思の疎通を媒介として、職員と受刑者双方が互いの文化及び価値観、そしてお互いの立場を理解するようになるからだと思われる。

教化を実効あるものにするためには、教える者と教えられる者との間の信頼が前提として必要である。処遇の対象であるF級受刑者が我が国の行刑制度そのものを好意的あるいは肯定的に受け止めるなら、対象者の文化、価値観、立場等を理解しようとする職員の姿勢は、その信頼感の醸成にプラスに作用するものと思われる。調査の結果では、職員が親切に指導してくれるとする者は71.6%と、7割以上の者が信頼感と言えないまでも矯正職員の取扱いを好意的に評価している。反面、好意的に受け止めていない者もいるわけで、母国での受刑を4割強の者が希望すると答えているとの事実を含め、今後、更にその理由及び内容を掘り下げ、その分析結果等を処遇の一層の効率化に結び付けていく努力が必要だと考えられる。

F級受刑者の収容増及び多国籍化の進行は当分の間続くと予想されるため、信頼関係を一層確かなも

のにしながら、矯正教育の実を挙げていくには、これまで以上の工夫が必要になってくる。対象者の質の変化に適切に対応しながら、いかなる手段・方法で彼らとの信頼関係を維持し、それを発展・強化させていくかが、これからの重要な課題と言えるのではないだろうか。

## 巻末資料

## 調査日現在における調査対象施設のF級受刑者国籍等別人員

(平成12年11月1日現在)

地域・国籍	総数	栃木刑務所	黒羽刑務所	府中刑務所	横浜刑務所
<b>総数</b>	1,778(100.0)	104(100.0)	263(100.0)	518(100.0)	242(100.0)
<b>アジア</b>	1,420(79.9)	77(74.0)	212(80.6)	418(80.7)	206(85.1)
韓国・朝鮮	141(7.9)	11(10.6)	20(7.6)	23(4.4)	23(9.5)
中国	685(38.5)	20(19.2)	93(35.4)	215(41.5)	81(33.5)
イラン	275(15.5)	—	61(23.2)	72(13.9)	57(23.6)
イラク	1(0.1)	—	—	—	—
インドネシア	13(0.7)	1(1.0)	—	8(1.5)	2
シンガポール	21(1.2)	—	—	14(2.7)	—
タイ	52(2.9)	17(16.3)	5(1.9)	23(4.4)	2(0.8)
パキスタン	22(1.2)	—	5(1.9)	7(1.4)	5(2.1)
バングラデッシュ	12(0.7)	—	4(1.5)	6(1.2)	—
フィリピン	80(4.5)	21(20.2)	5(1.9)	25(4.8)	7(2.9)
ヴェトナム	59(3.3)	5(4.8)	8(3.0)	6(1.2)	18(7.4)
マレーシア	27(1.5)	1(1.0)	6(2.3)	7(1.4)	4(1.7)
インド	4(0.2)	—	—	2(0.4)	—
スリ・ランカ	4(0.2)	—	2(0.8)	—	—
ミャンマー	8(0.4)	—	1(0.4)	—	5(2.1)
アフガニスタン	—	—	—	—	—
カンボディア	—	—	—	—	—
ネパール	3(0.2)	—	1(0.4)	1(0.2)	1(0.4)
イスラエル	3(0.2)	—	—	3(0.6)	—
ラオス	2(0.1)	—	—	1(0.2)	1(0.4)
ヨルダン	1(0.1)	—	—	1(0.2)	—
トルコ	4(0.2)	—	1(0.4)	2(0.4)	—
ブータン	3(0.2)	1(1.0)	—	2(0.4)	—
<b>ヨーロッパ</b>	85(4.8)	9(8.7)	—	44(8.5)	1(0.4)
連合王国	28(1.6)	4(3.8)	—	7(1.4)	1(0.4)
ドイツ	17(1.0)	—	—	12(2.3)	—
イタリア	3(0.2)	—	—	3(0.6)	—
フランス	10(0.6)	—	—	8(1.5)	—
オーストリア	2(0.1)	—	—	1(0.2)	—
スイス	1(0.1)	—	—	1(0.2)	—
ロシア	4(0.2)	—	—	—	—
オランダ	7(0.4)	—	—	6(1.2)	—
スペイン	2(0.1)	1(1.0)	—	1(0.2)	—
スウェーデン	1(0.1)	—	—	1(0.2)	—
ノールウェー	—	—	—	—	—
フィンランド	2(0.1)	—	—	—	—
ベルギー	1(0.1)	1(1.0)	—	—	—
ポーランド	5(0.3)	2(1.9)	—	3(0.6)	—
ルーマニア	1(0.1)	1(1.0)	—	—	—
ベラルーシ	1(0.1)	—	—	1(0.2)	—
<b>北アメリカ</b>	34(1.9)	—	4(1.5)	18(3.5)	3(1.2)
アメリカ	22(1.2)	—	2(0.8)	14(2.7)	3(1.2)
カナダ	8(0.4)	—	2(0.8)	4(0.8)	—
メキシコ	2(0.1)	—	—	—	—
ホンジュラス	2(0.1)	—	—	—	—
エル・サルバドル	—	—	—	—	—
ジャマイカ	—	—	—	—	—
<b>南アメリカ</b>	210(11.8)	14(13.5)	45(17.1)	27(5.2)	28(11.6)
コロンビア	44(2.5)	12(11.5)	2(0.8)	12(2.3)	2(0.8)
ブラジル	114(6.4)	1(1.0)	32(12.2)	8(1.5)	11(4.5)
ペルー	43(2.4)	—	11(4.2)	6(1.2)	10(4.1)
ボリヴィア	7(0.4)	1(1.0)	—	1(0.2)	5(2.1)
チリ	1(0.1)	—	—	—	—
アルゼンチン	1(0.1)	—	—	—	—
パラグアイ	—	—	—	—	—
<b>アフリカ</b>	21(1.2)	2(1.9)	2(0.8)	7(1.4)	4(1.7)
ナイジェリア	14(0.8)	—	1(0.4)	6(1.2)	3(1.2)
ガーナ	2(0.1)	—	1(0.4)	—	1(0.4)
モーリシャス	—	—	—	—	—
アルジェリア	1(0.1)	—	—	1(0.2)	—
南アフリカ	4(0.2)	2(1.9)	—	—	—
<b>オセアニア</b>	8(0.4)	2(1.9)	—	4(0.8)	—
ニュージーランド	3(0.2)	1(1.0)	—	2(0.4)	—
オーストラリア	5(0.3)	1(1.0)	—	2(0.4)	—
<b>無国籍</b>	—	—	—	—	—

地 域・国 籍	名古屋刑務所	大阪刑務所	神戸刑務所	広島刑務所	福岡刑務所
<b>総 数</b>	106(100.0)	340(100.0)	105(100.0)	42(100.0)	58(100.0)
<b>アジア</b>	57 (53.8)	269 (79.1)	90 (85.7)	37 (88.1)	54 (93.1)
韓国・朝鮮	5 (4.7)	33 (9.7)	14 (13.3)	3 (7.1)	9 (15.5)
中国	14 (13.2)	156 (45.9)	52 (49.5)	22 (52.4)	32 (55.2)
イラン	29 (27.4)	40 (11.8)	8 (7.6)	4 (9.5)	4 (6.9)
イラク	—	1 (0.3)	—	—	—
インドネシア	—	2 (0.6)	—	—	—
シンガポール	—	7 (2.1)	—	—	—
タイ	—	4 (1.2)	—	—	1 (1.7)
パキスタン	—	3 (0.9)	—	—	2 (3.4)
バングラデッシュ	—	2 (0.6)	—	—	—
フィリピン	6 (5.7)	10 (2.9)	2 (1.9)	—	4 (6.9)
ヴィエトナム	2 (1.9)	3 (0.9)	8 (7.6)	7 (16.7)	2 (3.4)
マレーシア	—	3 (0.9)	5 (4.8)	1 (2.4)	—
インド	—	2 (0.6)	—	—	—
スリ・ランカ	—	2 (0.6)	—	—	—
ミャンマー	—	1 (0.3)	1 (1.0)	—	—
アフガニスタン	—	—	—	—	—
カンボディア	—	—	—	—	—
ネパール	—	—	—	—	—
イスラエル	—	—	—	—	—
ラオス	—	—	—	—	—
ヨルダン	—	—	—	—	—
トルコ	1 (0.9)	—	—	—	—
アータン	—	—	—	—	—
<b>ヨーロッパ</b>	1 (0.9)	26 (7.6)	3 (2.9)	—	1 (1.7)
連合王国	—	14 (4.1)	1 (1.0)	—	1 (1.7)
ドイツ	—	5 (1.5)	—	—	—
イタリア	—	—	—	—	—
フランス	—	2 (0.6)	—	—	—
オーストリア	—	1 (0.3)	—	—	—
スイス	—	—	—	—	—
ロシア	1 (0.9)	3 (0.9)	—	—	—
オランダ	—	—	1 (1.0)	—	—
スペイン	—	—	—	—	—
スウェーデン	—	—	—	—	—
ノールウエー	—	—	—	—	—
フィンランド	—	1 (0.3)	1 (1.0)	—	—
ベルギー	—	—	—	—	—
ポーランド	—	—	—	—	—
ルーマニア	—	—	—	—	—
ベラルーシ	—	—	—	—	—
<b>北アメリカ</b>	2 (1.9)	6 (1.8)	1 (1.0)	—	—
アメリカ	—	3 (0.9)	—	—	—
カナダ	—	2 (0.6)	—	—	—
メキシコ	1 (0.9)	1 (0.3)	—	—	—
ホンジュラス	1 (0.9)	—	1 (1.0)	—	—
エル・サルバドル	—	—	—	—	—
ジャマイカ	—	—	—	—	—
<b>南アメリカ</b>	46 (43.4)	33 (9.7)	10 (9.5)	5 (11.9)	2 (3.4)
コロンビア	—	14 (4.1)	1 (1.0)	1 (2.4)	—
ブラジル	43 (40.6)	11 (3.2)	6 (5.7)	2 (4.8)	—
ペルー	2 (1.9)	7 (2.1)	3 (2.9)	2 (4.8)	2 (3.4)
ボリヴィア	—	—	—	—	—
チリ	—	1 (0.3)	—	—	—
アルゼンチン	1 (0.9)	—	—	—	—
パラグアイ	—	—	—	—	—
<b>アフリカ</b>	—	5 (1.5)	—	—	1 (1.7)
ナイジェリア	—	4 (1.2)	—	—	—
ガーナ	—	—	—	—	—
モーリシャス	—	—	—	—	—
アルジェリア	—	—	—	—	—
南アフリカ	—	1 (0.3)	—	—	1 (1.7)
<b>オセアニア</b>	—	1 (0.3)	1 (1.0)	—	—
ニュージーランド	—	—	—	—	—
オーストラリア	—	1 (0.3)	1 (1.0)	—	—
<b>無国籍</b>	—	—	—	—	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

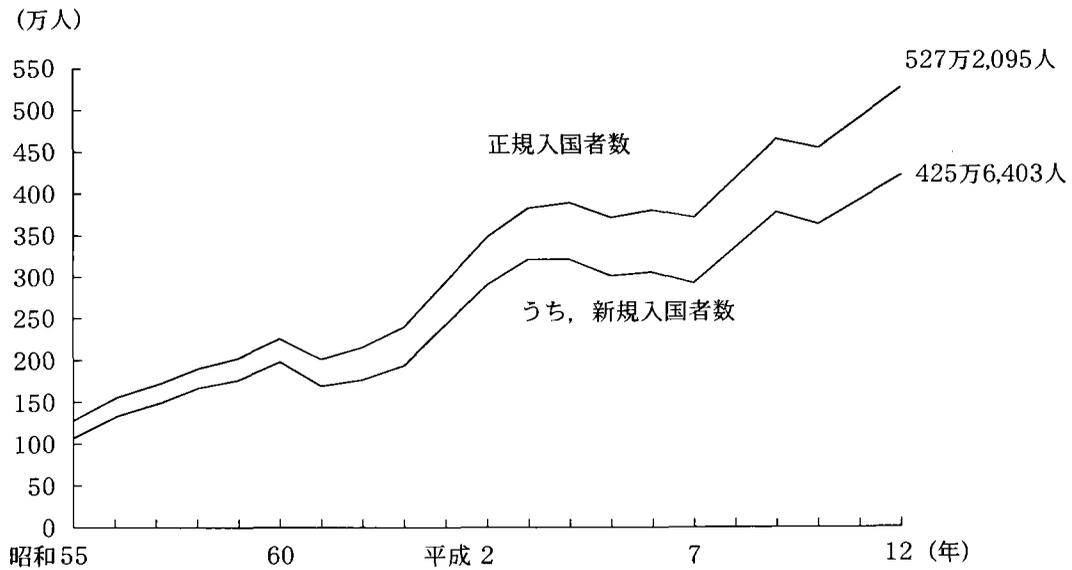
2 「国籍」には、地域を含む。

3 ( )内は、構成比である。

参考資料

図1 外国人入国者数の推移

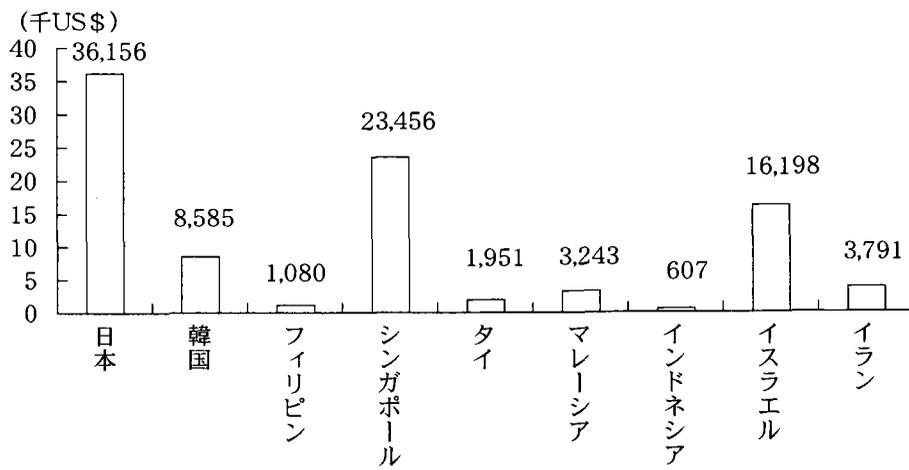
(昭和55年～平成12年)



注 出入国管理統計年報による。

図2 各国1人当たりの国民総所得

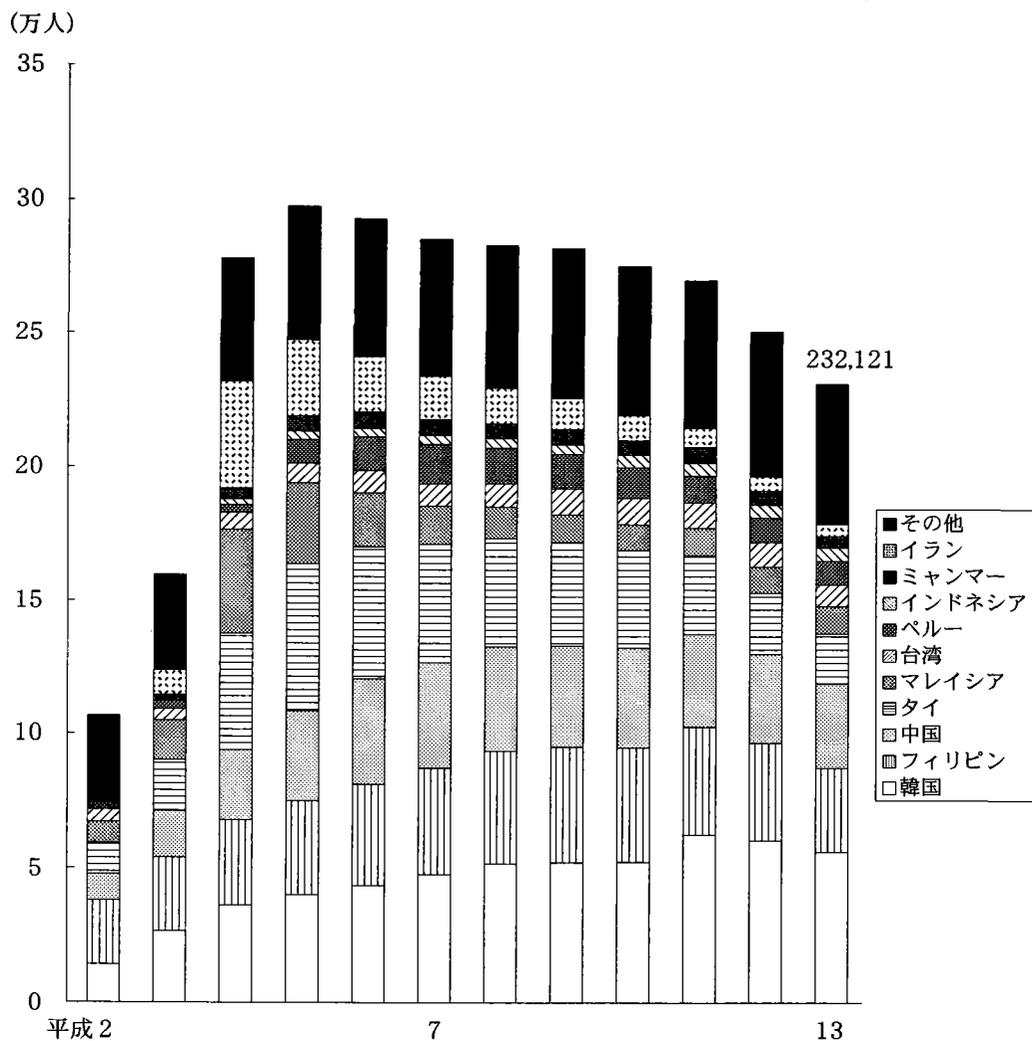
(1999年)



注 世界の統計2001 (総務省統計局) による。

図3 国籍（地域）別不法残留者数の推移

(平成2年～13年)

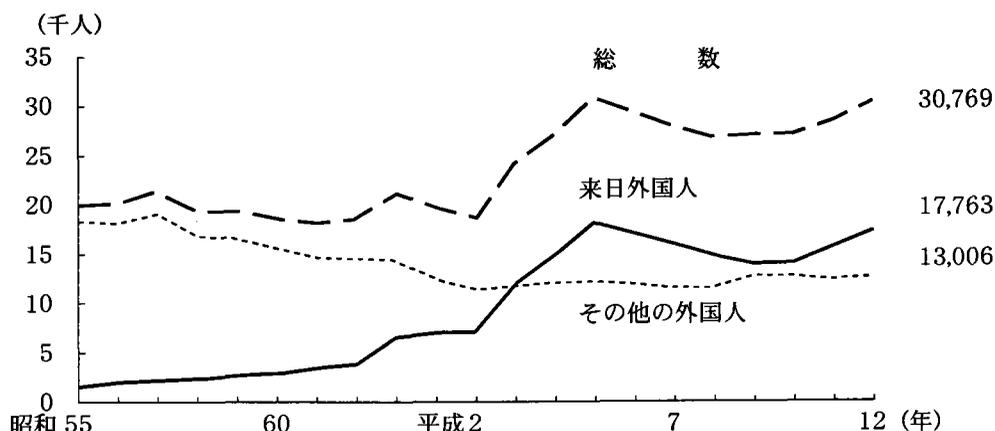


注 1 法務省出入国管理局の資料による。

注 2 平成2年については7月1日現在、3年から8年については5月1日現在、9年から13年については1月1日現在の推計数である。

図4 外国人刑法犯推定認知件数の推移

(昭和55年～平成12年)



注 1 警察庁の統計による。

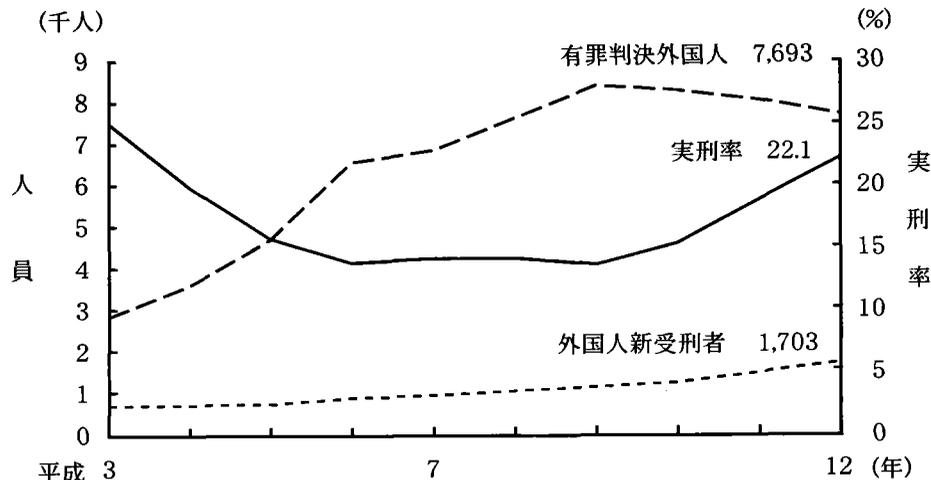
2 火炎ビンの使用等の処罰に関する法律違反、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法違反及びサリン等による人身被害の防止に関する法律違反を含み、印紙犯罪処罰法違反、公害犯罪処罰法違反及び交通関係業過を除く。

3 「来日外国人」とは、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

4 「外国人刑法犯推定認知件数」とは、一般刑法犯検挙人員に対する外国人刑法犯検挙人員の比率を一般刑法犯認知件数（交通関係業過を含む。）に乗じて算出したものである。

図5 外国人犯罪者の実刑率の推移

(平成3年～12年)



注 1 司法統計年報及び矯正統計年報による。

2 有罪判決人員とは、禁固以上の有罪判決を通常第一審で受けた外国人数をいう。

3 実刑率とは、外国人受刑者数を有罪判決外国人数で除したものをいう。

表1 外国人犯罪者の罪名別実刑率の推移

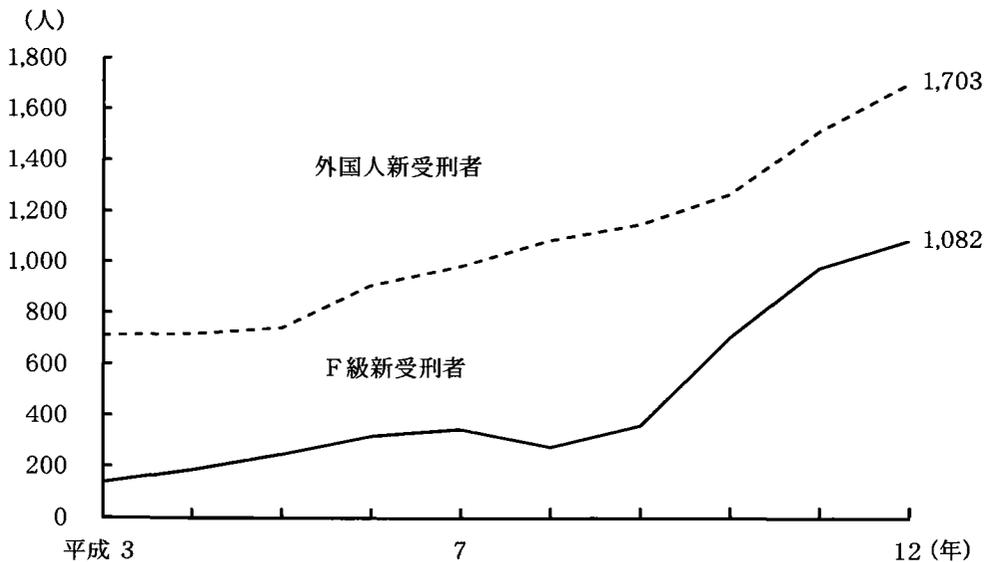
(平成9年・12年)

罪 名	平成9年				平成12年			
	有罪判決 人 員	罪名別 構成比	外国人 新受刑者数	実刑率 (%)	有罪判決 人 員	罪名別 構成比	外国人 新受刑者数	実刑率 (%)
総 数	8,434	100.0	1,150	13.6	7,693	100.0	1,703	22.1
刑 法 犯	2,117	25.1	653	30.8	3,084	40.1	1,039	33.7
殺 人	56	0.7	47	83.9	41	0.5	38	92.7
強 盗	69	0.8	74	107.2	192	2.5	163	84.9
傷 害	171	2.0	63	36.8	255	3.3	85	33.3
恐 喝	44	0.5	18	40.9	76	1.0	19	25.0
窃 盗	1,029	12.2	301	29.3	1,631	21.2	513	31.5
詐 欺	114	1.4	37	32.5	154	2.0	67	43.5
わいせつ等	63	0.7	22	34.9	61	0.8	17	27.9
偽 造	223	2.6	18	8.1	253	3.3	27	10.7
賭 博	58	0.7	2	3.4	24	0.3	4	16.7
そ の 他	290	3.4	71	24.5	397	5.2	106	26.7
特 別 法 犯	6,317	74.9	497	7.9	4,609	59.9	664	14.4
道路交法	113	1.3	25	22.1	205	2.7	27	13.2
麻薬取締法	46	0.5	34	73.9	61	0.8	28	45.9
覚せい剤取締法	781	9.3	285	36.5	725	9.4	343	47.3
売春防止法	48	0.6	3	6.3	36	0.5	3	8.3
入 管 法	5,050	59.9	93	1.8	3,253	42.3	147	4.5
そ の 他	279	3.3	57	20.4	329	4.3	116	35.3

- 注 1 司法統計年報及び矯正統計年報による。
- 2 有罪判決人員とは、禁錮以上の有罪判決を通常第一審で受けた外国人数をいう。
- 3 実刑率とは、外国人新受刑者数を有罪判決人員で除したものをいう。
- 4 傷害には、暴行を含む。
- 5 わいせつ等は、強制わいせつ及び強姦をいう。
- 6 各罪には結果的加重犯を含む。

図6 外国人新受刑者及びF級新受刑者人員の推移

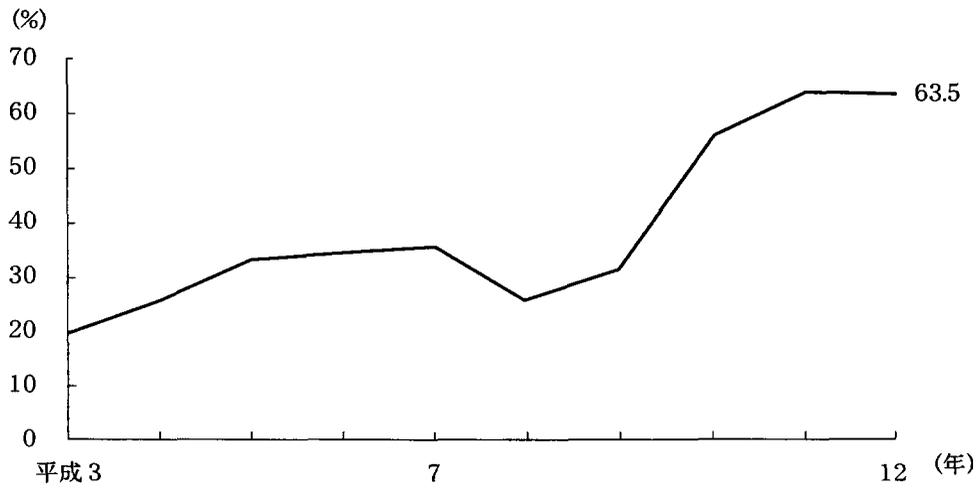
(平成3年～12年)



- 注 1 矯正統計年報による。
- 2 F級とは、日本人と異なる処遇を必要とする外国人をいう。

図7 外国人受刑者に占めるF級受刑者比の推移

(平成3年～12年)



注 1 矯正統計年報による。

2 F級とは、日本人と異なる処遇を必要とする外国人をいう。

3 「F級受刑者比」とは、外国人受刑者人員に占めるF級受刑者人員の比率である。

調査票（職員記入用）  
整理番号（ - - ）

### F 級 受 刑 者 調 査 票

#### 1 基礎的事項

1 入所日	昭和・平成（ ）年（ ）月（ ）日			
2 入所時年齢	（ ） 歳			
3 調査時年齢	01 20歳未満	02 20～24歳	03 25～29歳	04 30～34歳
	05 35～39歳	06 40～45歳	07 46～49歳	08 50～54歳
	09 55～59歳	10 60～64歳	11 65～69歳	12 70歳以上
	13 不明			
4 出身地 (国籍又は出身地域)	01 韓国・朝鮮	02 中国	03 イラン	
	04 インド	05 インドネシア	06 シンガポール	
	07 スリ・ランカ	08 タイ	09 パキスタン	
	10 バングラディッシュ	11 フィリピン	12 ヴィエトナム	
	13 マレーシア	14 連合王国(イギリス)	15 ドイツ	
	16 フランス	17 ロシア	18 アメリカ合衆国	
	19 メキシコ	20 コロンビア	21 ブラジル	
	22 ペルー	23 ナイジェリア		
	24 その他（ ）			
	25 不詳			
5 在留資格等 (来日の契機等)	01 外交	02 公用	03 教授	04 芸術
	05 宗教	06 報道	07 投資・経営	08 法律・会計業務
	09 医療	10 研究	11 教育	12 技術
	13 人文知識・国際業務		14 企業内転勤	15 興行
	16 技能	17 文化活動	18 短期滞在	19 留学
	20 就学	21 研修	22 家族滞在	23 特定活動
	24 永住者	25 日本人の配偶者等		26 永住者の配偶者等
	27 上陸特別許可	28 在留特別許可	29 定住者	
	30 不法入国・不法上陸		31 不法残留	
	32 その他（ ）			
			33 不明	

#### 2 本件犯罪に関する事項

6 判決確定裁判所				
7 罪 名	（ ） **矯正統計調査規程の罪名符号番号を記入			
8 刑 名 (複数刑の場合は、複数選択)	01 懲役	02 禁錮	03 労役	04 拘留
	05 死刑	06 その他（ ）		
9 刑 期 (複数刑の場合は、通算刑期)	01 3月以下	02 6月以下	03 1年以下	04 2年以下
	05 3年以下	06 5年以下	07 7年以下	08 10年以下
	09 15年以下	10 20年以下	11 20年を超える	12 無期
10 刑の起算日	昭和・平成（ ）年（ ）月（ ）日			
11 刑の終了日	平成（ ）年（ ）月（ ）日			
12 上 訴	01 なし	02 あり	03 不明	
13 犯行の動機 (複数選択可)	01 遊び(遊興費)	02 困窮・生活苦	03 苦悩・葛藤	
	04 利欲	05 性欲・情欲	06 激情・感情の衝突	
	07 怨恨	08 共犯者に誘われて	09 模倣	
	10 マスコミの影響	11 酒に酔って	12 出来心	
	13 刑務所以外に行く所がなくて		14 その他（ ）	
	15 不明			
14 共犯者数	01 単独(共犯者なし)			
	共犯者あり ……………	02 共犯1人	03 共犯2人	04 共犯3人
		05 共犯4人以上	06 共犯者数不詳	07 不明
15 共犯者の出身地 (国籍又は出身地域) (共犯者が複数の場合、複数選択)	00 日本	01 韓国・朝鮮	02 中国	03 イラン
	04 インド	05 インドネシア	06 シンガポール	
	07 スリ・ランカ	08 タイ	09 パキスタン	
	10 バングラディッシュ	11 フィリピン	12 ヴィエトナム	
	13 マレーシア	14 連合王国(イギリス)	15 ドイツ	
	16 フランス	17 ロシア	18 アメリカ合衆国	
	19 メキシコ	20 コロンビア	21 ブラジル	
	22 ペルー	23 ナイジェリア		
	24 その他（ ）			
	25 不詳	26 非該当(調査項目14で“01”に該当する場合)		

16 共犯者の状況	01 全員逮捕 05 非該当 (調査項目14で“01”に該当する場合)	02 全員逃走中	03 一部逃走中	04 不明
17 被害者の有無	01 被害者なし 被害者あり ………	02 1人 05 被害者数不詳	03 2人 06 不明	04 3人以上
18 被害者の出身地 (国籍又は出身地域) (被害者が複数の場合、複数選択)	00 日本 01 韓国・朝鮮 04 インド 07 スリ・ランカ 10 バングラディッシュ 13 マレーシア 16 フランス 19 メキシコ 22 ベルー 24 その他 ( ) 25 不詳	02 中国 05 インドネシア 08 タイ 11 フィリピン 14 連合王国(イギリス) 17 ロシア 20 コロンビア 23 ナイジェリア 26 非該当 (調査項目14で“01”に該当する場合)	03 イラン 06 シンガポール 09 パキスタン 12 ヴィエトナム 15 ドイツ 18 アメリカ合衆国 21 ブラジル	
19 被害者との面識 (被害者が複数の場合、複数選択)	01 面識なし 面識あり……………	02 家族・親族 05 職場関係 08 デパート・専門店・銀行など 09 不明	03 恋人・愛人 06 組織犯罪構成員 10 非該当 (調査項目17で“01”に該当する場合)	04 友人・知人 ( ) 07 その他 ( )
20 被害者との関係 (被害者が複数の場合、複数選択)	01 面識なし 面識あり……………	02 家族・親族 05 職場関係 08 デパート・専門店・銀行など 09 不明	03 恋人・愛人 06 組織犯罪構成員 10 非該当 (調査項目17で“01”に該当する場合)	04 友人・知人 ( ) 07 その他 ( )
21 被害者の性別	01 同性 04 不明	02 異性 05 非該当 (調査項目17で“01”に該当する場合)	03 同性と異性 (被害者が複数の場合)	
22 被害弁償の状況	01 全部済み 04 被害者 (遺族) が有知 06 非該当 (調査項目17で“01”に該当する場合)	02 一部済み	03 全く未済 05 不明	
23 被害者感情	01 問題なし 04 不明	02 やや問題がある 05 非該当 (調査項目17で“01”に該当する場合)	03 大いに問題がある	

## 3 犯罪・非行歴に関する事項

24 入所度数	01 1度 05 5度	02 2度 06 6～9度	03 3度 07 10度以上	04 4度 08 不明
25 罰金回数	01 なし 05 6回以上	02 1回 06 不明	03 2回	04 3～5回
26 執行猶予回数	01 なし 05 不明	02 1回	03 2回	04 3回以上
27 日本以外の刑務所への入所経験の有無 (1) 入所回数 (2) 通算受刑期間	01 なし ある…………… 07 6～9回	02 1回 08 10回以上	03 2回 09 不詳	04 3回 10 不明
	01 3月以下 05 3年以下 09 15年以下 13 非該当 (調査項目27(入所回数)で“01”と回答の場合)	02 6月以下 06 5年以下 10 20年以下	03 1年以下 07 7年以下 11 20年を超える	04 2年以下 08 10年以下 12 不詳
28 初発非行・犯罪年齢	01 20歳未満 05 40～49歳	02 20～24歳 06 50歳以上	03 25～29歳 07 不明	04 30～39歳

## 4 母国における事項

29 使用言語	01 韓国・朝鮮語 05 タイ語 09 ドイツ語 13 その他 ( )	02 中国語 06 タガログ語 10 フランス語 ( )	03 ペルシャ語 07 ヴィエトナム語 11 スペイン語 14 不詳	04 ヒンディ語 08 英語 12 ポルトガル語
30 就学年数	01 不就学	02 就学 ( ) 年	03 就学年数不詳	04 不明

## 5 家族関係に関する事項

31 生育時の主たる養育者	01 実父母 05 継父実母 09 施設生活	02 実父/実母 06 養父母 10 その他 ( )	03 継父/継母 07 祖父母	04 実父継母 08 その他親族 11 不明
32 配偶者関係	01 未婚 04 離婚(内縁解消含む) 06 不明	02 有配偶	03 有配偶 (内縁) 05 死別 (内縁を含む)	
33 家族との関係	01 非該当(家族なし) 05 不明	02 良好・普通	03 疎遠	04 葛藤・対立
34 生活程度	01 上	02 中	03 下	04 不明

## 6 来日後入所までの事項

35 今回の在日期間	01 1月以内 05 2年以内	02 3月以内 06 2年を超える	03 6月以内 07 不明	04 1年以内
36 今回の来日目的	01 観光 05 興行 08 不明	02 商用 06 犯罪	03 親族訪問 07 その他 ( )	04 就学
37 来日回数	01 初回 06 6回以上	02 2回 07 不明	03 3回	04 4～5回
38 入所前の居住地	居住地あり ( ) 居住地なし……………	48 不定 50 旅行中一時滞在等	**矯正統計調査規程の居住地符号表の符号番号“01”～“47”を記入 49 入国直後に逮捕 51 不明	
39 入所前の生活の形態	単身生活…………… 同居生活…………… 08 不明	01 定住 03 親と 06 友人・知人と 09 非該当 (調査項目38で“49”又は“50”に該当する場合)	02 不定 04 妻子と 07 その他 ( )	05 愛人と
40 入所前の職業	( )	**矯正統計調査規程の職業符号表の符号番号を記入		

## 7 入所時の状況に関する事項

41 精神障害	01 精神障害なし 05 神経症	02 知的障害 06 その他精神障害 ( )	03 精神病質 07 不明	04 精神病者
42 身体障害	01 身体障害なし 04 老衰・身体虚弱	02 身体疾患等 05 不明	03 身体障害等	
43 既往症	01 なし	02 あり ( )		03 不明
44 現在症	01 なし	02 あり ( )		03 不明
45 知能程度	01 限界以下 05 テスト不能	02 準普通 06 テスト不実施	03 普通 07 不明	04 良以上
45 飲酒	01 なし あり…………… 06 不明	02 中毒	03 時々深酒	04 普通 05 少々

## 8 行刑に関する事項

46 分類級 (1) 収容分類級 (2) 処遇分類級	( ) **矯正統計調査規程に収容分類級符号表の符号番号を記入 ( ) **矯正統計調査規程に処遇分類級符号表の符号番号を記入			
47 特技・免許	01 なし	02 あり ( )		03 不明
48 累進処遇	01 1級 05 除外	02 2級	03 3級	04 4級
49 休養 (1) 回数 (2) 延べ日数 (3) 主な病名 (複数回答可)	01 なし 02 あり ( 回) ( ) 日 ( )	**休養「あり」の場合のみ **矯正統計調査規程の病名符号表の符号番号を記入		
50 行刑成績	01 良好 05 不良	02 やや良好 06 不明	03 普通	04 やや不良
52 懲罰 (1) 回数 (2) 事犯名 (複数回答可)	01 なし 02 あり ( ) 回 ( )	**矯正統計調査規程の懲罰事犯名符号表の符号番号を記入		

53 所内の生活態度 (1) 規律	01 良好 05 不良	02 やや良好 06 不明	03 普通	04 やや不良
(2) 勤労意欲	01 良好 05 不良	02 やや良好 06 不明	03 普通	04 やや不良
(3) 同衆との折合	01 良好 05 不良	02 やや良好 06 不明	03 普通	04 やや不良
(4) 不平・不満等	01 良好 05 不良	02 やや良好 06 不明	03 普通	04 やや不良
54 居室	01 雑居 04 夜間独居	02 厳正昼夜間独居 05 病舎	03 緩和昼夜間独居 06 その他	
55 作業 (1) 就業状況	01 一般工場 05 雑居室内	02 経理・営繕 06 その他	03 養護工場 07 不就業	04 独居室内
(2) 就業期間	01 3月以内 05 3年以内	02 6月以内 06 5年以内	03 1年以内 07 5年を超える	04 2年以内
(3) 転業回数	01 なし 05 8回以上	02 1回 06 非該当(調査項目55(1)で“07”に該当する場合)	03 2・3回 07 非該当(調査項目55(1)で“07”に該当する場合)	04 4～7回
56 教化活動受講種目 (複数選択可)	01 なし 05 宗教関係	02 日本語教育 06 スポーツ関係クラブ	03 補習教科教育 07 その他( )	04 趣味・教養のクラブ活動
57 通信教育受講種目 (複数選択可)	01 なし 04 趣味・教養	02 学校教育 05 その他( )	03 職業技能教育	
58 職員面接 (1) 回数 (2) 内容(複数選択可)	01 なし 01 所内人間関係 05 処遇の不服 08 非該当(調査項目58(1)で“01”に該当する場合)	02 時々 02 個人的煩悶 06 その他( )	03 頻繁 03 保護関係	04 不明 04 対職員関係 07 不明
59 信書の状況 (1) 発信回数 (2) 主な相手(複数選択可)	01 なし 01 配偶者 05 その他の親族 08 その他( )	02 あり( )回 02 子供 06 雇い主	03 父母 07 大使館職員等	04 兄弟姉妹
(3) 受信回数 (4) 主な相手(複数選択可)	01 なし 01 配偶者 05 その他の親族 08 その他( )	02 あり( )回 02 子供 06 雇い主	03 父母 07 大使館職員等	04 兄弟姉妹
60 面会の状況 (1) 面会回数 (2) 主な相手(複数選択可)	01 なし 01 配偶者 05 その他の親族 08 その他( )	02 あり( )回 02 子供 06 雇い主	03 父母 07 大使館職員等	04 兄弟姉妹
61 日本語の可否 (1) 日常会話	01 全くできない 05 極めてよくできる	02 あまりできない 06 不明	03 普通	04 よくできる
(2) 読み書き	01 全くできない 05 極めてよくできる	02 あまりできない 06 不明	03 普通	04 よくできる
62 英語の可否 (1) 日常会話	01 全くできない 05 極めてよくできる	02 あまりできない 06 不明	03 普通	04 よくできる
(2) 読み書き	01 全くできない 05 極めてよくできる	02 あまりできない 06 不明	03 普通	04 よくできる

整理番号 (    -    -    )

**F 級受刑者に関する質問紙**

この調査は、法務総合研究所が、刑事政策上の資料とするために、あなたが担当している F 級受刑者についてお聞きするものです。それぞれの質問について、当てはまる番号などを、右側の欄に記入してください。

また、( ) の中には、具体的な内容や理由をなるべく詳しく書いてください。

(注：F 級受刑者 1 名について 1 部ずつ記入してください。)

庁 名    1 府中    2 横浜    3 黒羽    4 栃木  
          5 大阪    6 神戸    7 名古屋    8 広島    9 福岡

庁名

担当 F 級受刑者の

称呼番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

**I 意思の疎通に関する事項**

問 1 職員の意思が正しく伝わらないために、問題を生じたことがありますか。

問 1

1 ない

2 ある

→問 2 問題が生じた場合、それはどんなことですか。

[ \_\_\_\_\_ ]

問 3 言語が分からないために、他の受刑者とトラブルが起きたことがありますか。

問 3

1 ない

2 ある

→問 4 他の受刑者とのトラブルとは、どんなことですか。

[ \_\_\_\_\_ ]

問 5 日本語教育を受けましたか。

問 5

1 受けた (受けている)

2 受ける予定である

3 受けない (受けなかった)

→問 6 その理由は何ですか。

[ \_\_\_\_\_ ]

**II 食事に関する事項**

問 7 特別の食事を給与していますか。

問 7

1 はい

2 いいえ

問 8 食事に関する不満を訴えたことがありますか。

問 8

1 ない

2 ある

→問 9 不満を訴えたことがある場合、それはどんな内容ですか(複数回答可)。

1 主食の量

2 副食の量

3 主食の味

4 副食の味

5 その他 (                    )

問 9

**III 作業に関する事項**

問 10 作業態度はどうですか。

問 10

1 良好

2 普通

3 不良

4 分からない

問11 役席の指定について、特に留意していることがありますか。

問11

1 ない

2 ある

→問12 それはどんなことですか。

[ ]

**IV 規律に関する事項**

問13 日本人受刑者との共同生活が円滑にできますか。

問13

1 分からない

2 できない

3 どちらともいえない

4 できる

→問14 日本人受刑者との共同生活が円滑にできるようになるまでに、どのくらい時間がかかりましたか。

問14

1 3月以上かかった      2 3月未満

3 2月未満                4 1月未満

5 時間がかからない

問15 職員の指示に素直に従いますか。

問15

1 従う

2 おおむね従う

3 やや反抗的      4 極めて反抗的      5 分からない

問16 規律違反行為について、顕著な特徴がありますか。

問16

1 非該当（規律違反行為がない）

2 ない

3 ある

→問17 それは、どんなことですか。

[ ]

**V 不服申立てに関する事項**

問18 不服申立てが、ありましたか。

問18

1 ない

2 ある

→問19 その不服申立ての種類は何ですか。また、その回数はそれぞれ何回ですか。

1 所長面接      2 情願                3 訴訟

4 告訴・告発      5 人権侵犯申告      6 その他( )

所長面接	回
情願	回
訴訟	回
告訴・告発	回
人権侵犯申告	回
( )	回
( )	回

→問20 その不服申立ての内容として多いものはどれですか（複数回答可）。

問20

1 衣食住      2 作業                3 医療

4 外部交通      5 人間関係            6 職員の処遇

7 その他( )

8 分からない

## VI その他

- 問21 判決に対する不満を述べたことがありますか。 問21
- 1 ない
- 2 ある
- 問22 それは、どんな内容ですか。
- [ ]
- 問23 組織的に行った犯罪だと思いますか。 問23
- 1 思う            2 どちらともいえない    3 思わない
- 4 分からない
- 問24 職業的な犯罪者だと思いますか。 問24
- 1 思う            2 どちらともいえない    3 思わない
- 4 分からない
- 問25 改悛の情が認められますか。 問25
- 1 大いに認められる    2 やや認められる
- 3 余り認められない    4 認められない        5 分からない
- 問26 望郷の念を漏らすことがありますか。 問26
- 1 よくある    2 時々ある    3 余りない
- 4 ない        5 分からない
- 問27 刑務所での生活についての意見 問27
- 1 感謝している                    2 不満をもっている
- 3 この程度だと考えている    4 分からない
- 問28 その他、F級受刑者に関して感ずることがありましたら、何でも記述してください。
- [ ]

これで、この調査は終わりです。御協力ありがとうございました。

調査票（F級受刑者記入用）

整理番号（      —    —    ）

### 日本の刑務所での受刑生活に対する意識

この調査は、母国から離れた日本の刑務所で受刑しているみなさんの生活について伺い、今後の参考にすることを目的としています。

調査目的以外での使用や個人の秘密が漏れたり、刑務所での成績には全く関係しませんので、できるだけありのままを書いてください。

質問は、全部で27問あります。それぞれの質問に対し、当てはまる番号に○を付けてください。

Q 1 あなたは、事件（犯罪）を日本で起こすことについて、日本に来る前から考えていましたか。

- 1 はい                      2 いいえ                      3 分からない

Q 2 あなたは、事件（犯罪）を起こしたとき、経済的に困っていましたか。

- 1 はい                      2 いいえ                      3 分からない

Q 3 あなたは、仲間に誘われたため、事件（犯罪）に加わったのですか。

- 1 はい                      2 いいえ                      3 分からない

Q 4 あなたは、事件（犯罪）を起こす前には、多分捕まらないだろうと思っていましたか。

- 1 はい                      2 いいえ                      3 分からない

Q 5 あなたは、科せられた刑が、重いと思いますか。

- 1 はい                      2 いいえ                      3 分からない

Q 6 あなたは、自分のしたことを考えれば、刑務所に入れられても、当然だと思いますか。

- 1 はい                      2 いいえ                      3 分からない

Q 7 あなたは、刑務所に入ってから、事件（犯罪）を起こしたことは悪いことだったと反省できるようになりましたか。

- 1 はい                      2 いいえ                      3 分からない

Q 8 あなたは、刑務所の生活に慣れましたか。

- 1 はい                      2 いいえ                      3 分からない

Q 9 あなたは、仲間同士で仲良くできますか。

- 1 はい                      2 いいえ                      3 分からない

- Q10 あなたは、作業が自分のためになると思いますか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない
- Q11 あなたは、担当職員が親切に指導してくれると思いますか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない
- Q12 あなたは、自分が再び事件（犯罪）を起こさないようにするための、特別な教育（指導）を受けたことがありますか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない
- Q13 あなたは、被害者に対して弁償しましたか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない            4 被害者はいない
- Q14 あなたは、日本語で日常会話ができますか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない
- Q15 あなたは、担当職員の指示がわかりますか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない
- Q16 あなたは、健康ですか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない
- Q17 あなたは、食事の量をどう思いますか。
- 1 多い                    2 少ない                    3 適当                    4 分からない
- Q18 あなたは、家族のことで、心配なことがありますか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない
- Q19 あなたは、いらいらすることが、よくありますか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない
- Q20 あなたは、職員が外国人と日本人をわけへだてなく、扱ってくれていると思いますか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない
- Q21 あなたは、帰る所が決まっていますか。
- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない

Q22 あなたは、出所後の仕事のめどが立っていますか。

- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない

Q23 あなたは、誰か頼れる人がいますか。

- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない

Q24 あなたは、できれば出所後も日本で生活したいと思えますか。

- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない

Q25 あなたは、刑務所を出てから、自分がまた事件（犯罪）を起こすかもしれないと思えますか。

- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない

Q26 あなたは、刑務所での生活は、自分が再び事件（犯罪）を起こさないようにするため、役立っていると思えますか。

- 1 はい                    2 いいえ                    3 分からない

Q27 あなたは、日本での受刑中に母国に移送され、その刑務所で残りの刑に服することができるとしたら、これを希望しますか。（母国に移送された場合の仮釈放には、あなたの国の法令が適用されることとなります。）

- 1 はい → Q27-1 その理由は何ですか。  
1 日本の刑務所での生活が辛い  
2 母国の刑務所の方が社会復帰のための準備がしやすい  
3 その他（                    ）
- 2 いいえ → Q27-2 その理由は何ですか。  
1 母国の刑務所での生活が辛い  
2 日本の刑務所の方が社会復帰のための準備がしやすい  
3 その他（                    ）
- 3 分からない

法務総合研究所研究部報告 16

---

平成 14 年 3 月 印刷  
平成 14 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1  
編集兼 法務総合研究所  
発行人  
印刷所 ヨシダ印刷株式会社

---